

# 自由民権期における在米・在布日本人の 権利意識

新井 勝 紘

- 
- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1. はじめに                | 7. 「蒙古人事件」その後の展開<br>——共教会と矯風会——  |
| 2. 「上奏書」提出事件と「言論集会の自由」 |                                  |
| 3. 「塩田組合脱去会」事件と「営業の自由」 | 8. ハワイにおける「参政権回復建白書」<br>事件と「参政権」 |
| 4. 「蒙古人事件」と「婚姻権」・「教育権」 |                                  |
| 5. 「蒙古人事件」の第3ラウンド      | 9. おわりに——今後の課題——                 |
| 6. 「蒙古人事件」論争           |                                  |
- 

## 論文要旨

1880年代終わり頃より90年代にかけて、“自由の聖地”といわれたアメリカに、志を持った民権派青年たちが続々と渡っていった。サンフランシスコがその拠点となったが、沈滞した国内の民権運動を再燃させるために、かれらは新聞を発行し、言論による明治専制政府批判を展開しながら、国内の同志に送りつけた。そうした一連の活動は、いわば自由民権運動を継承する運動として、その潮流の中に位置づけることができる。

ただこれまでの研究では、国内の政治改革に結びつく要求や動き、あるいは新聞を通しての言論活動ばかりに目を奪われ、数少ない日本人が多くの異種民族にはさまれて、いわばマイノリティとして生きていくための葛藤や模索に注目してこなかった傾向がある。国外に出てはじめて経験する国際社会の中での共存のあり方は、生活に密着したレベルで見ればみるほど、さまざまな問題をかかえていた。

ここではアメリカとハワイでおきた4つの事件に焦点をあて、そこからあぶりだされる問題を整理してみることがひとつの目的である。①上奏書提出事件、②塩田組合脱去会事件、③蒙古人事件、④ハワイの参政権回復建白書事件の4件であるが、それぞれ人間の基本的人権を要求しており、民主主義の原理にかかわる問題を提起した。①では「言論集会の自由」を、上奏書のかたちで示し、署名者獲得の中での運動のひろまりがみえ、②では生産に従事する者の「営業の自由」に支援と連帯を送り、かれらの運動の新しい地平をかいませた。③では人種偏見と差別構造の中で、「婚姻権」と「教育権」の獲得に向かって、法廷闘争をすすめるという一歩進んだ運動を展開し、④では生存権につながる参政権を強く求め、母国の国力や開化度にその存在の命運が決まる異郷の地において、国権の確立や伸張にこだわるのではなく、あくまでも民権の視座に立った運動としてとらえてみた。

## 1. はじめに

いまからちょうど1世紀前、1880年代から90年代にかけては、日本からアメリカに渡った日本人は数百人という単位から、一気に万の単位に増えた時期である。弾圧された自由民権運動の活路を求めて渡米した政治亡命型をはじめ、不況下の日本に見切りをつけて渡った新生活模索型、留学志向型、出稼ぎ型（移民型）、キリスト教を中心とした求道型、エリートの先進国視察型、徴兵逃れ型など、さまざまなタイプはあるが、実態は複数の動機が重なって国外に出ていった場合の方が多い。

私はこれまで、1880年代の国内で、政治意識に目覚め、自由平等や権利意識に覚醒し、明治専制政府に対抗して全国的に盛り上がった自由民権運動に参画した民権派青年の、その後の思想と行動という視点、つまり国内では窒息状態にされて口を封じられた自由民権運動のその後の潮流の行方を見極めたいという目で、80年代終わりから90年代にかけて続々と渡米していった民権派青年を追求してきた<sup>(1)</sup>。かれらがたどった軌跡の中には、民権の火を絶やさぬ懸命な努力が刻まれていたし、国内にいる民権の残党や同志へのアピールも、弾圧条例をかいくぐってひそかに届けられている事実も確認できた。サンフランシスコで発行された『東雲』を嚆矢に、オークランドにいた民権派青年だけで発行した『新日本』、サンフランシスコとオークランドの同志が愛国同志同盟会を結成し、その機関紙として創刊した『第十九世紀』、世界共和が目的の『世界の魁』、過激な政論も載せた『蒸汽船』、“革命”をもじった『鶴鳴新聞』、内地移入と発売頒布禁止処分にあった『第十九世紀』にかわって、その紙名に思いを込めた『自由』、いまだに現物は確認できないが、『自由』のあとに発行され、1号で発行禁止処分をうけたといわれる『革命』、『革命』の後継紙『愛国』、さらに『小愛国』、『第十九世紀新聞』へとつなげていったこれらの政論新聞も、ようやくそのおおよその実態を把握できるところまできた。これらの新聞は発行して国内に届けられるたびに、筆禍事件をおこし、発行発売禁止や国内への持ち込み禁止処分をうけていることから考えても、当時の政権担当者にとっては不都合きわまりない言論活動であった。強権で押さえこんだとはいえ、国内の動きにも目を光らせていなければならないのに、活動家を刺激するような過激な新聞が続々と海外から送られてくるのだから、警察や司法権力も安閑とはしていられなかった。新聞を通して激しい舌戦を挑んでいる在米の活動は、海を隔ててはいるが、言論を武器に闘い続けている自由民権運動といえる。私はここにひとつの民権運動の潮流を読みとることができた。

しかし、これらの運動も新聞発行や論調だけからみていた嫌いがある。それではどうしても民権派青年にかたよった視点になってしまう。新聞を武器にした言論活動だけでない、もっと幅広い活動はなかったのか。かれらの生活に密着した運動はおこらなかったのか。たとえば、

日本人の10倍以上もいた中国人とはどんな接触の仕方をしていたのか。同じアジア人としてシナ人排斥問題にどう対応したのか。あるいは、民権派青年以外の日本人は、どんな問題をかかえていたのか。在米の民権運動というからには、日本国内向けの顔だけでなく、民権派青年の自らも含めたアメリカ社会での生き方や、同胞との関係、地域社会や職場など生活の場での態度や有り様、ハイスクールや大学など勉学の場での状況、生活を支える経済活動などの様相を、多面的かつ立ち入ってみていかなければ、ごく一部の有志の運動との評価もまぬがれない。

当時のアメリカにおけるシナ人排斥問題と日本人移住者との関係に、はじめて本格的な研究のメスを入れたのは阪田安雄氏<sup>(2)</sup>である。「脱亜の志士」と位置づけた「民権派書生」を中軸にすえて、その頃アメリカ社会を席捲したシナ人排斥運動（それは黄色人種排斥につながるが）を横軸に、詳細な検討を加えている。

阪田氏は「一九世紀後半のアメリカにおけるシナ人排斥は、同じく東洋人である日本人が無視できなかった在米日本人の生活に直接関係ある事態であり、『白哲人』以外の人種に強い偏見を持つアメリカ人の中に住む自分たちを含む『黄色人種』<sup>(3)</sup>移住民の将来を左右する重大事件」だったにもかかわらず、「この歴史的事件の真只中に身を曝していた亡命民権家や出稼書生たちが、一人もそのような観点からはシナ人排斥を感知しようとしていなかった」と指摘し、「言い換えれば、日本人がアメリカにおけるシナ人排斥に無関心を装うことにより、自己の抱く『脱亜化』した国民であるとの自負心を満足させようとしていた」といいきった。「民権家書生が問題の根底にあった白人の人種偏見を理解していたとは考えられない」、<sup>(6)</sup>「書生たちが同じ東洋人であるシナ人が米国で『迫害』<sup>(4)</sup>されていたことを不思議に思わなかったことは明白な事実<sup>(7)</sup>」であるともいっている。

ただ最後の結論で、「白人＝欧米中心思想」を基にして、シナ人や日本人を排斥する有様を在米書生たちに見せつけてしまった」がために、民権派書生の多くに「在米生活の遺産として『白哲人』に強い敵愾心を持つようになったことは疑いない事実である」と<sup>(8)</sup>いうのは、人種偏見を理解できなかったり、シナ人の迫害を不思議に思わなかった「脱亜の志士」を強調してきた論旨との間に、ギャップがある。その敵愾心の背景となっている「米国で経験した人種偏見・排斥が暗い影を残し、それが何か二〇世紀における日本の先行を暗示していたように思える」<sup>(9)</sup>とまでいうのは、それまでの論旨との間の飛躍が大きすぎるのではないだろうか。

米国で経験した人種偏見や排斥についても、民権派書生（出稼書生）に偏った視野で判断しては、いささか片手落ちではないだろうかというのが、私の不満であり、疑問である。私自身は、この時期に米国に移住した日本人、とくに民権派青年の思想と行動をもっと幅広い視野でとらえてみたいと思っている。その意味で拙稿「自由民権期の渡米邦人活動史(序)」<sup>(10)</sup>では、今後の「研究課題と展望」として、6項目をかかげておいた。簡単に整理すると①日本脱出の動機や社会的背景を実態に即してさぐること、②在米生活の実態を明らかにし、思想形成や自己

変革とのかかわりをみること、③アメリカ社会の民主主義、人権、自由平等などをどう見ていたのかをつかむこと、④日本の労働運動の先駆をアメリカでの日本人職工組合などにみることができるとを検証すること、⑤民権派青年の活動と日本の国内の初期社会主義との人脈を明らかにしその関係を考えてみること、⑥福音会の実態を明らかにし、民権派青年とのかかわりやその果たした役割を位置づけることである。

今回ここで問題とするのは、前述の阪田論文からの啓発をうけ、自己の課題に少しでも迫ろうとする試みである。ここでは、いままであまり問題とされてこなかった米国とハワイでおきた4つの事件を取りあげた。①「上奏書」提出事件、②「塩田組合脱去会」事件、③「蒙古人事件」、④「参政権回復建白書」事件の4事件である。①と②は1887年(明治20)、③は1889年(明治22)、④は1893年(明治26)の事件で、日本人の渡米が急激にふえる時期におきている。①は「言論集会の自由」を求めているし、②は「営業の自由」にかかわる問題を提起し、③は「婚姻権」や「教育を受ける権利」の獲得をきっかけに、「人種差別」、「人種偏見」という大きな問題を投げかけている。④はハワイを舞台に、失われた「選挙権」や「被選挙権」に具現する「参政権」回復を目指した一大住民運動であり、ひいては「生存権」や「私的所有権」につながっていく。

どの問題も、初期の民権運動が目指した基本的人権にかかわっている。そこに権利意識に目覚め、それを手に入れるために行動をおこし、ひとつの運動につなげていった日本人の姿をみることができる。専制政府批判や政権打倒ばかりが問題ではなく、そこには海を渡った日本人がもっとも厳しく受けとめざるを得ない「人種差別」と、マイノリティとしてその国で生きていかなければならない「生存権」の自覚が生まれていた。生活の実態に即したところから見えたもの、体験したことからの問題提起は、実は普遍的な問題につながっている。出稼ぎや移民を通しての共存社会のあり方が模索されている。かれらがかかえ、悩んだ問題の根底に横たわる「人種偏見」は、国際社会の主要な一員となった今日、我々がのりこえなければならない課題でもある。

私はこれらの4つの事例をみていくことで、在米日本人の歴史をもっと豊饒な歴史としてとらえ、世界共和をも見通し、国際的連帯の可能性をも示した運動としてとらえたいと考えていると同時に、阪田氏の提起した問題に迫る私の第一歩とするのが、本論文の目的である。

## 註

- (1) 拙稿「自由民権期における桑港湾岸地区の活動」(『人文自然科学論集』第65号 東京経済大学 1983.12)、同「自由民権期の渡米邦人活動史(序)」(『米国初期の日本語新聞』、頸草書房1986.9)
- (2) 阪田安雄氏「脱亜の志士と閉ざされた白哲人の楽園」(前同『米国初期の日本語新聞』)
- (3)(4) 阪田氏前掲論文 49頁
- (5) 阪田氏前掲論文 50頁
- (6) 阪田氏前掲論文 140頁
- (7) 阪田氏前掲論文 117頁

- (8)(9) 阪田氏前掲論文 151頁  
 (10) 拙稿前掲「自由民権期の渡米邦人活動史(序)」

## 2. 「上奏書」提出事件と「言論集会の自由」

サンフランシスコの対岸のオークランドで、明治藩閥政府攻撃の邦字新聞『新日本』が創刊されるのは、1887年(明治20)9月8日のことだが、以後翌88年(明治21)2月13日の第16号まで、約5カ月間、月3回のペースで発行された。その内容は「日本内地の新聞紙が記載し得ざる如き事柄をも憚り無く報道するに由り、或筋にて之を危険」とみ、来るたびに発売頒布禁止処分をうけるような過激な新聞であった。内務大臣山県有朋は「米國ニ於テ発行スル新日本ト題スル新聞紙ハ、治安ニ妨害アルモノト認ムルヲ以テ、新聞紙条例第二十一条ニ拠リ、自今内國ニ於テ発売頒布ヲ禁止シ、其新聞紙ヲ差押フベシ」との内務省令(第2号)を出している。どのような文面が「治安ニ妨害」あるのか、その詳細については、本物の新聞が僅かに1号<sup>(1)</sup>だけしか発見されて<sup>(2)</sup>いないこと<sup>(3)</sup>もあって、つかみきれていない。ただ報道された裁判言渡書<sup>(4)</sup>から、その一部を垣間見ることができる。たとえば明治政府に対しては「薩長暴政府」とか「聖慮を矯め民心を圧し、暴令專抑」というように露骨な表現を使って、その「暴横専戻」<sup>(5)</sup>ぶりを批判している。その表現の最たるものは、天賦人權を「速ニ其権理者即ち社会員に還付」<sup>(6)</sup>しないなら、「吾人ハ天賦の権利を取戻すの手段を施さざるべからず」といって、「革命」<sup>(7)</sup>という切り札を出している。<sup>(8)</sup>

このように『新日本』発行者グループは、専制政府打倒・顛覆までを射程に入れた鋭いメッセージを、はるか海を越えた異郷の地から発信し続けていた。この発信基地ともいえる新日本社には、畑下熊野(山口俊太のこと 和歌山県)、石坂公歴(神奈川県、現東京都)、中島半三郎(群馬県)、田村政次郎(長野県)、片庭趙作(栃木県)、広田善郎(広島県)ら6人衆<sup>(11)</sup>がいた。この6名を代表として、1887年10月10日、1通の「上奏書」が作成された。

米國在留日本人ハ我國の形勢に就て感ずる所あり、二千余人の連署を以て憂世慷慨の上奏書を草し、今回の便船にて之を宮内省へ上奏したりと云ふ、其全文ハ桑港発兌の新日本と云へる新聞紙に記載しあれど、條例に抵触するの恐あるを以て、茲に掲載を見合す<sup>(12)</sup>

これは、『朝野新聞』の記事(明治20年11月1日付)である。2000人以上もの署名を集めたという「憂世慷慨の上奏書」は、宮内省へ提出された。新聞紙条例等に引っ掛かるというので朝野新聞紙上には公表はされなかったが、ほぼ次のような内容<sup>(13)</sup>であった。

### 資料1 上奏書

草莽ノ臣等ハ尊嚴威重ヲ冒瀆シ、敢テ芻蕘ノ言ヲ奏シ、少シク 陛下ノ採択ヲ仰ガント

ス、今ヤ 陛下睿明文武ノ資ヲ以テ大政ヲ総覽シ、万機ヲ親裁シ、衆庶覆載ノ恩波ニ浴ス、臣等凡庸陋劣ニシテ其才識毫モ取ル所ナキモ、幸ニ 陛下ノ隆遇ニ遭遇シ、幼ニシテ史ヲ讀ミ古今ノ治乱ヲ鑑ミ、長シテ四方ヲ周遊シ海宇ノ形勢ヲ究ムルコトヲ得、報国ノ志死シテ後止ム、苟モ包懐スル所アレバ焉クソゾ之ヲ 陛下ニ具陳セザルニ忍ビシ、陛下曩キニ神明ニ誓ヒ大詔ヲ渙発シ、立憲ノ政体ヲ創立シ万機ヲ公論ニ決シ、来ル二十三年ヲ期シ国会ヲ開設シ、以テ万世不拔ノ基礎ヲ定メントス、是実ニ 陛下ノ素志ニシテ明火ヲ覩ルガ如シ 陛下ノ臣民タルモノ此聖詔ヲ聴キ誰カ歓悦抃舞シテ聖断ニ答フル事ヲ勉メザランヤ、然リ而ルニ頭ヲ昂ゲ目ヲ敢テ………<sup>(不 明)</sup>考察シ、臣等大ニ疑フ所ノ者アルナリ、尔来国勢益陵替シ、言論愈壅塞シ、国家ノ元気日一日ヨリ衰へ、廢疾沈痼ノ人病ニ卧シ居ナガラ其終リヲ待ツガ如キナリ、豈 陛下ノ聡未ダ徹セサル所アリ、明未ダ達セザル所アルカ、陛下試ニ民間ノ実情ヲ察セヨ、公議何クニ在ル、輿論、国家ノ利害、民人ノ休戚、施政ノ得失ニ関セル者アルヲ聞ケルカ、在野ノ志士亦 陛下ニ奏スルニ此語ヲ以テセル者アルカ、是果シテ危急突迫ニシテ奏聞スベキ事ナキカ、今ヤ国会開設ノ期、其間相距ルコト兩載ニ過ギス、慷慨忠義国ヲ思フノ士、集合団結縦横辨論以テ国是ノ在ル所ヲ決定スベキ時ニシテ、経営奔走之カ予備ヲナス之レ暇アラサルベキニ、委靡姑息ニシテ振ハズ、因循懈怠ニシテ興ラザルコト如此、臣等窃ニ陛下ノ素志埋没湮滅シテ行ハレザランコトヲ恐ル、ナリ、長大自堪フベケンヤ、古ヨリ亡朝敗国ノ事跡史乘ニ徵スルニ、未ダ必ズ其君主ト人民トノ過失ニアラズシテ、常ニ君主選任スル所ノ有司ノ貪婪縱恣、私利ヲ図リ言論ヲ杜絶シ、国家ノ元気ヲ削剝シ以テ已ニ便セルノ致ス所ナリ、臣等 陛下ノ聖明万々此事ナキヲ信ズ陛下ノ素志下ニ行ハレズ、民人ノ望ム所上ニ達セザルニ至リテハ、臣等其罪ノ歸スル所アルヲ知ルナリ、彼ノ有司ノ畏懼スル所ノ者ハ何ゾヤ、曰ク集会ナリ、曰ク言論ナリ、苟モ以テ民人ノ思想ヲ吐露シ、国家ノ元気ヲ暢達シ之ヲシテ其權勢ヲ専ラニシ、其籠絡ヲ擅ニシ鷓張虎視ヲ逞フスルコト能ハザラシメタル者、皆條例ヲ設布シ之ヲ制限シ、只一滴ノ水一縷ノ髮其間ヲ漏洩センコトヲ憂フルナリ、嗚呼、彼有司何人ゾヤ 陛下ノ拔擢シテ大政ヲ委託スル人ニアラズヤ、民人ノ恃ンデ以テ安全堅固ナリトナス所ノ者ニアラズヤ、何為レゾ幾多ノ條例ヲ設布シ公議輿論ノ辯駁ヲ免レントスルヤ、陛下 何事ゾ此二三有司ヲ曲庇陰護センガ為メ幾千万ノ民人ヲ遺棄セントスルヤ 陛下亦何ヲ苦ンデ公明正義ヲ以テ自ラ許スノ人ヲシテ枉テ曲庇陰護ノ名ヲ受ケシメントスルヤ、彼等其党類ヲ引拔シ朝廷ニ充滿シ意向少シク己レニ異ナルモノヲ見レバ、即チ之ヲ<sup>(ママ)</sup>〇出ス、枢要ニ列スルノ士、譬ヘバ杖ニ立ツノ馬ノ如ク、一タビ<sup>(カ)</sup>嘶ケバ退ケ去ラル、慷慨忠義国ヲ思フノ士、上朝廷ニ容レラレズ、下又其言論ヲ制限セラル、若シ今ノ有司ヲシテ今ノ勢ニ乗ジ今ノ政ヲ行ヒ、其ノ轍ヲ易ヘ其轅ヲ返サズレバ、豈ニ只タ悻々輕薄ノ人、朝廷ヲ遠離スルノミナランヤ、臣等亦將ニ大ニ計ル所アラントス 陛下試ニ之ヲ古今ノ史乘ニ照シ之ヲ海宇ノ形勢ニ徵セヨ、社

会秩序ノ紊乱スル、国家治安ノ動揺スル、常ニ孰レノ邦国ト孰レノ時ニ在ルヤ、又之が原因タルモノ集会言論ヲ制限セザルニ由ルカ、集会言論ヲ制限セルニ由ルカ、人民豈ニ悉ク(ママ)軽躁乱ヲ好ムノ徒ナランヤ、豈ニ悉ク利害是非ヲ辨別スルノ識見ナカラン乎(中略)

今ヲ措テ治セサレバ病将ニ膏肓ニ入ラントス、伏テ冀クハ集会言論ノ制限ヲ弛ベ、慷慨忠義国ヲ思フノ士ヲシテ勃然奮起、国会開設ノ準備ヲナシ、国家ノ元氣ヲ暢達スルコトヲ得セシメヨ、実ニ衆庶万世ノ福ナリ、臣等奏スル所固ヨリ聖明ノ万一ヲ裨補スルニ足ラザレドモ、区々ノ熱衷已マント欲シテ情止ム能ハズ、臣等ノ陳述セント欲スル者此レ特ニ其小ナル者ノミ、其大ニシテ国家ノ利害、民人ノ休戚、施政ノ得失ニ関スル者ニ至リテハ、此ニ繼テ奏聞セントス

明治二十年十月十日

在米国 中島半三郎 印  
 田村政治郎 印  
 片庭 趙作 印  
(坂) (應)  
 石城 公廳 印  
 広田 善郎 印  
 山口 俊太 印

1887年当時の在米邦人の全体の数が1300人余であるので、「二千余人の連署」というのは全く根拠がないが、おそらく連名の6人以外にも同調者はいたのであろう。

内容は有司専制への厳しい批判と、国会開設を目の前にして自由にモノが言えない閉塞社会の改革を天皇に訴えている。天皇が抜擢して大政を委託した有司は、今どんな政治をやっているか、よく見てほしいという。有司が「貪婪縦横」にはしり、「私利を図り、言論を杜絶」するような国家は、「亡朝敗国」の道をたどることになると警告し、僅かの有司のために「幾千万ノ民人ヲ遺棄」することのないことを強く主張している。そうならないためには、もっと「民間ノ実情ヲ察」し、「在野ノ志士」、「慷慨忠義国ヲ思フノ士」の声に耳を傾けよという。ところが現実には、さまざまな言論弾圧条例が布かれ「民人ノ望ム所上ニ達セザル」状況にある。これでは「五ヶ条の誓文」や「立憲政体の詔」に定められた天皇の「素志」は「埋没堙滅」してしまふ。「国是ノ在ル所ヲ決定スベキ」そういう重要な時期だからこそ、集会言論の自由を保障してほしいと請願している。この権利が保障されてこそ万機公論に決する立憲政体といえろといいたいのだろう。

署名したうちの何人かは、渡米前の国内での政治活動の中で、すでに言論弾圧を体験済みであった。藤野雅己(14)氏の研究によれば、中心的な役割を果たしていた山口俊太(畑下熊野と同人)は、『通信録』という雑誌を佐藤琢治と共に発行し、その最初の号から没収されて、1年6カ

月もの禁錮刑に処せられたという。また、田村政次郎（遠藤政次郎）も、1884年（明治17）8月、長野県北佐久郡岩村田での演説会で「集会条例ハスクトカ、自由ノ身体ヲ制限スルガ如キ規則ハ誠ニ压制ナレドモ、是レ果シテ日本ノ法律ナルヤ否ハ知ラザレドモ、言論集会出板<sup>(ママ)</sup>ノ如キハ精々自由ニナシ、政治ヲ改良セザル可ラズ<sup>(15)</sup>（後略）」と演説し、集会条例違反で逮捕されている。ただ20歳未満であったために罪一等を減ぜられているが、7日間の拘留あるいは27日間の軽禁錮、科料金として1円95銭を課せられている。

集会言論の自由を訴えている「上奏書」の背景には、彼らのこうした原体験が強く反映しているといえる。もちろん、この年9月に星亨らが東京で開いた全国有志懇親会での決定、「外交の刷新」・「地租軽減」・「言論集会の自由」の三大要求、つまり「三大事件建白運動」の動きともなんらかの関係がある。ただ、この上奏書の日付が10月10日と記されていることと、条約改正の問題にひと言も触れていないことを考えると、高知県総代が元老院に提出した「三大事件建白書」<sup>(16)</sup>と連動しているとみるのは早計である。

また、藤野氏が指摘している「条約改正反対運動を背景に」<sup>(17)</sup>井上敬次郎らが国内で提出しようとしていた上奏書との関係も、井上らの上奏書が宮内省及び元老院とも却下され、それが「10月の『新日本』の「上奏書」の動きとなって現われた」<sup>(18)</sup>というには、上奏書の内容からみて少し無理がある。

彼らの主張は、その前後に発行した『新日本』の中にもしばしばみられるもので、政権を独占している有司専制政府批判なのである。たとえば「上奏書」から2カ月後の『新日本』11号（明治20年12月20日）では、今日の政治は「国家の大事も皇室の安危も二三執政者の専断に附<sup>(19)</sup>し」といい、翌年1月10日付の第13号では、「今日の政府にして上ハ皇上の聖志を奉するをなさず、下民人の輿論を容るゝを為さずして、自ら行ひ自ら施す暴戻背理」といい、「上奏書」と同じ論法で責め続けている。太平洋をはさんだアメリカで見ていると一層かたよった政府として見えてくるのであろう。言論の自由を奪って人民を抑圧している政府の改革こそが最大の課題であるというのが、彼らの一貫した認識で、そのためには、言論集会の自由を自分達の手に取り戻さなければならないという主張につながってくる。

まだこの段階では、自由な政治的発言ができる民主主義国家を念頭において、少数が権力を握っている日本の国内の政治体制の改革を目指している。ただ「上奏書」というかたちをとっていることと、署名者数は不明だが、より多くの在米邦人の賛同を得ての行動であることから、ごく限られた民権派青年たちの過激な発言から、もう少し広範な邦人をまきこんだ運動へと変えていこうとした気配がある。在米邦人の総意というかたちをとりたかったのではないか。「有志」の運動から全体のものへひろげていこうとする意図があったといえる。



## 註

- (1) 『絵入自由新聞』1887年11月23日
- (2) 蛭原八郎『海外邦字新聞雑誌史』(1936年1月 学而書院) 115頁
- (3) 1887年(明治20)11月18日発行の第8号だけが、東京大学法学部の明治新聞雑誌文庫に保存されている。
- (4) 『東雲新聞』1889年2月2日, 同3日。この「裁判言渡書」の全文については、藤野雅己氏が「オーランドの『新日本』新聞の基礎的研究」(『東京経大会誌』第144号 1986年1月)ではじめて紹介している。
- (5) 前掲の記事による。『新日本』第7号 1887年11月8日
- (6)(7) 前掲。『新日本』第14号 1888年1月20日
- (8)~(10) 前掲。『新日本』第5号 1887年10月19日
- (11) 拙稿の「自由民権期における桑港湾岸地区の活動」(『人文自然科学論集』第65号 1983年12月 東京経済大学)では、蛭原八郎の前掲書に依拠して、中野権六(佐賀県)を加えた7人グループとしたが、その後、藤野氏の研究(前掲書)により、6人であることが論証されたので、改めておきたい。
- (12) 『めざまし新聞』(1887年11月13日)には、「新日本第四号附録として上奏書の全文を掲載ありたり」とある。
- (13) 池野藤兵衛氏『山口熊野小伝』(1985年12月8日, 私家本)による。池野氏によると山口が大正時代「病中」に筆写したもので、表紙には「明治二十年十月十日(在布哇)上奏書写」と墨書してあるが、ハワイは記憶違いでサンフランシスコ在住である。原稿用紙の欄外に「大正 年 月 日」が入っているの、大正時代に記されたもの。なお、読みやすくするために読点を付した。また、「陛下」の前の空欄は原稿のまま。漢字は新漢字を使用した。以下本論文での史料引用は全て同じ。
- (14) 藤野氏前掲「オーランドの『新日本』新聞の基礎的研究」
- (15) 上原邦一氏『佐久自由民権運動史』(三一書房 1973年12月31日)
- (16) 安在邦夫氏「1887年における国民的要求の位相」(『歴史評論』1987年12月号)によれば、1887年に元老院が受理した三大事件に関する建白書は43件で、そのうち30件が高知から提出され、10月下旬から12月に集中している。なお、同氏は、建白書の草案起草の最終段階まで、「責任内閣制度の創設」を加えた「四大要求」が掲げられていたことを指摘している。(「三大事件建白運動」について、『自由は土佐の山間より』所収、土佐自由民権研究会編、三省堂、1989年5月30日)
- (17)(18) 藤野氏前掲書
- (19)(20) 『東雲新聞』1889年2月2日

### 3. 「塩田組合脱去会」事件と「営業の自由」

次に注目したいのは、香川県高松の「塩田組合脱去会」に新日本グループが連帯の声明を送って支援していることである。前述の上奏書から3カ月後のことで、『東雲新聞』(1888・明治21年1月23日)には、「新日本社員の書翰」として、

北米合衆国加利保兒尼州の壘苦乱土なる新日本社より、此の程讃州高松なる塩田組合脱去会へ向け、同会の主旨を賛成して左の書簡を寄せたるよし

と報道されている。大阪で発行され、保安条例で追放された中江兆民を主筆とした『東雲新聞』は、新日本グループの活動に強い関心を持っていたのであろう、この報道以降も逐一その状況を伝えている。塩田組合脱去会への書簡も、新日本のメンバーの1人から情報が送られてきていたとみることが出来る。

ところで、「塩田組合脱去会」とはいったい何のための組織なのか。在米の新日本グループ

が、なぜ一地方の塩田組合に関心を寄せ、賛同を示す書簡などを送ったりしているのか。

ここでは書簡の内容を紹介する前に、「塩田組合脱去会」の背景となった十州塩田組合脱盟事件の概要からみておきたい。

「讃岐三白」といわれるように、近世以降高松・丸亀の2藩は砂糖・塩・綿の3つの白い商品を、殖産事業の柱としてきた。全国に名をはせた讃岐の産品といえる。製塩については瀬戸内海に面した阿波・讃岐・伊予・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門の10カ国が近世以来、入浜式塩田製塩法を使用し、この十州だけで全国の塩生産量の80~90%を占めていた。1875年(明治8)頃より、「十州塩田」といわれるようになるが、比較的優位な生産性の高さ、瀬戸内の海上輸送の発達とあいまって明治以降も発展を続け、国内市場を独占していた。ただ幕末期に、それまでの木材にかわって製塩燃料に石炭が導入され、塩田開発も活発になったために塩の過剰生産に陥り、塩価の暴落をまねいたことがある。そこで十州の製塩業者は同盟を結び、休浜して生産制限を実施する方法をとった。陰暦3月から8月まで採塩し、冬期の6カ月は休業するという(「三八の法」)自己規制の規約を取り決め、1875年(明治8)からは違反者からは過料金を取る決定をした。

ところが、十州同盟の各浜は気象条件、塩田の所有形態、経営形態に地域差があり、画一的に一定期間休浜することには抵抗が生じた。休浜の徹底をめぐる十州の足並みが揃わない事態が生まれてきた。

この時、香川県の自由民権家で塩業者でもある井上甚太郎<sup>(2)</sup>は伝統的な地域産業を守るためには塩業者の結末が必要と判断し、政府の塩業保護を求めて、「政府勸業ノ御主意ニ背戾スル」かもしれぬが、生産制限をする休浜の協同盟約を認めてほしいとの願書<sup>(3)</sup>を提出している。請願先の内務省からそうした対応は近代的製塩業に逆行するものとの指摘をうけた井上は、ついに自分の所属する讃岐浜の現状からも、休浜法では立ち行かないことを悟り、一転して反対にまわる。

讃岐と十州同盟の亀裂のはじまりである。1883年、毎年のように請願を出し続けた甲斐あって、足並みが乱れて混乱する十州同盟に政府が乗り出し、翌84年には塩業諮問会が開催される。以後同盟は、自主的な同業者団体から政府をバックにした十州塩田組合となる。翌85年8月1日の農商務省特達で、塩田を所有する者はこの組合に加入し、規約に従うことが明記され、製塩事業は1年間に6カ月を超えないとの生産制限の枠が法的な拘束力を持つようになった。

こうした事態を迎えて、東讃支部としては井上を先頭に生産制限反対闘争を展開すると同時に、十州塩田組合からの脱会を決意する。東讃支部の採塩活動は規約を無視して6カ月の期限を過ぎても強行された。

1887年10月、十州塩田組合本部はついに東讃支部の塩業者41名を急訴する手段に出た。その結果、松山始審裁判所高松支庁からはすかさず営業停止の命がくだったが、これに対して被告

側に立った東讃支部の支部長井上甚太郎は停止命令の取り消しを願い出た。<sup>(5)</sup>

こうして製塩の生産制限をめぐる利害の対立は、遂に法廷闘争に持ちこまれた。この時、アメリカ西海岸の桑港湾岸地区で政治活動を実践していた新日本グループは、冒頭の『東雲新聞』の記事にあるように、法廷闘争で不利な立場に立たされた東讃の塩田組合脱去会に対して、支援のメッセージを送ったのである。<sup>(6)</sup>

## 資料2 新日本社員の書翰

貴会の結合を賀す、否な道理に於て已む能はざるを信ず、否な同業諸氏の生活上に於て已む能はざるを信ずるなり、貴会崩れを勉めよ、貴会の諸君へ熱心なり、貴会の執るところハ公道なり、熱心を以て公道を行ふ何事か成らざらんや、況んや天下の氣運、皆茲にあるに於てをや、貴会崩れを勉めよ、我社微力なりと雖ども公道に因り自由平等の主義を行ハんが為めに新日本を発刊せり、今貴会の成立を聞きて同感に堪へず、一言を寄呈すること此の如し云々

生産制限を均一に押しつける十州塩田組合からの脱会は「公道」であるといい、我々もまた「公道に因り自由平等の主義を行ハんが為めに新日本を発刊」しているのだとして、「公道」を歩む自負を持つことを確認しあい、賛意を示している。「熱心を以て公道を行ふ何事か成らざらんや」というのは、脱去会へ向けていると同時に、海外にあって、母国日本の自由平等主義の実現のために孤軍奮闘している自分達を鼓舞する言葉でもあった。

この時、時事新報記者の藤田達芳も「十州塩田組合規約なるものは、多数塩田の勢力を狭み、少数塩田産業の自由を妨害するものと云はざるへからざるが如し」といって、<sup>(7)</sup> 零細塩田業者の「産業の自由」を守る必要性を説いている。また、翌1888年10月に、この紛議を解決するために井上農商務大臣が開いた論示会で、東讃支部総代の松本貫四郎は「干渉の弊を脱し、天の時と地の利に従ひ、各地自治の塩業を営む可し」といい、「自由自治の営業」こそが解決策であることを強調している。<sup>(9)</sup> さらに『東京経済雑誌』でも「十州塩田紛議始末」<sup>(10)</sup> をかかげ、十州塩田組合規則は「政府の干渉を待ちて起りたる一種の牽制法」で、同業者間の申し合わせから「政府の命令」となったがために、この規則によって業者間の格差がより一層ひろがることを指摘している。結論として「今後斯の如き規約の永く廃止せられんことを希望せずんばならず」といって、やはり批判的である。東讃支部の側に立った発言の方が多かったといえる。脱去会にとってはこうしたジャーナリズムからの発言は、政府の「達」を無視して営業を続行する上で大きな力となったし、また裁判闘争の場面でも支えとなった。新日本グループの声明も、闘争続行の活力となったにちがいない。

結局、この事件は農商務省達という形で政府が介入したがために、東讃地域の塩業者と十州塩田組合本部との対立構造から、三極関係に変化し、さらに法廷闘争に持ち込まれたことで

法権力がからまる構造へと複雑化した。地方の零細塩業者にとっては苦しい闘いになったが、民権家井上甚太郎を前面にたてて、「営業の自由」を獲得するべく、ねばり強い闘いを展開した。リーダーの井上が、高松で最初の民権結社の純民社から参画し、本格的な政社の高松立社にも名をつらねた活動家であったということも、法廷闘争にもおじけることなく積極的な運動を展開、持続できたのであろう。この事件は『時事新報』などにも、詳細な経過報告が掲載され、同業者ばかりではなく社会的な関心を呼んだ。営業停止命令の対抗手段として、その取り消しを求めた大坂控訴院での原告と被告との対審には、関係の塩田業者ばかりではなく、一般労働者なども入って「無慮一千余名」<sup>(11)</sup>が前日からつめかけ、傍聴を求めて騒いだりもしているところを見ると、社会問題化していると同時に、民権運動から社会運動や労働運動への兆しもうかがえる。在米の新日本グループの関心も、権利意識に根ざした運動への共感と同時に、国際的連帯へとつながる積極的な意味を持つ行為であったといえるだろう。

この事件は結局、第一審も控訴審も法的根拠を持たない井上側の敗訴となってしまうが<sup>(12)</sup>、裁判途中で農務省特達の制限法は中止され、1889年1月、特達は正式に取り消された。裁判では敗れたが、実を取ったかたちで東讃の塩業者の要求が事実上認められたのである。この結果に対して「讃岐の塩作りに始まり、日本の製塩業の発展を、十州という枠の中から飛び出して、国際的な視野で見透した井上甚太郎の知見によるもの」<sup>(13)</sup>との評価があるが、その背景には在米の新日本グループとの新しい形の連帯が生まれていたことも見落としてはならないだろう。

一方の新日本グループは、この事件の控訴審の判決が出る1888年2月には、1887年9月から発行し続けてきた機関紙『新日本』が治安に妨害ありということで、日本国内での発売頒布禁止処分をうけ、間もなく廃刊に追いこまれる。同年3月に帰国していた新日本グループの中心的人物の畑下熊野は即刻逮捕され裁判にかけられている。在米の仲間5人もまた、同時に欠席裁判にかけられ、全員が有罪判決をうけている。この間、井上甚太郎ら東讃地域の塩田業者はどのようにこの裁判の推移を見ていたのであろうか。今のところ結びつけるものは何もない。海を越えた連帯は結局のところ根づかなかっただろうか。

## 註

- (1) 讃岐の製塩業史については、『香川県史』5、通史編近代1(1987年3月30日)を参照した。
- (2) 前掲書『香川県史』5、弘化2年生、鵜足郡上法軍寺村出身、純民社や讃岐立志社設立に参加。
- (3) 「塩田維持ノ方法ニ付乞願」(明治11年4月19日 十州塩人総代、香川県西浜村字西新通町57番邸平民、同県坂出官有塩田請作人、井上甚太郎)、宛先は愛媛県令・岩村高俊(前掲書『香川県史』384頁)
- (4) 1885年(明治18)8月、十州塩田同業会が十州塩田組合に改称された時、支会は支部と改称され、東讃支部と西讃支部が置かれた。(『香川県の地名』平凡社)
- (5) 「十州塩田組合脱盟事件」(『時事新報』明治20年10月28日・11月1日)参照
- (6) サンフランシスコやオークランドなどで発行された民権派新聞は、最初『新日本』を機関紙として発行し、活動を続けていた。なお、この事件に関しては「十州塩田組合の対決」(『時事新報』明治21年11月1日)、「論旨会の列席者」(同21年11月3日)、「十州の製塩業」(同21年11月3日)、「論旨会の模様」(同21年11月4日)、「塩田組合結約の條項」(同21年11月7日)の記事がある。

- (7) 「寄書 十州塩田会に望む」(時事新報記者, 藤田達芳)『時事新報』 明治20年11月14日  
 (8) 高松藩士族, 東京の帝政党に加盟し, のち『南海日報』を発行。忠君愛国, 勸善懲惡思想の普及につとめた。(前掲書『香川県史』5, 「讃岐の自由民権運動」218頁参照)  
 (9) 「十州塩田組合の対決」『時事新報』 明治21年11月1日  
 (10) 『香川県史』11 資料編 近代・現代史料I (1987年2月28日) 872頁  
 (11) 前掲「十州塩田組合脱盟事件」『時事新報』 明治20年11月1日  
 (12)(13) 前掲『香川県史』5, 388頁

#### 4. 「蒙古人事件」と「婚姻権」・「教育権」

3番目に取り上げたいのは, 1889年(明治22)にサンフランシスコで起きた「蒙古人事件」と呼ばれた日本人差別事件である。この事件は外国での人種差別を日本人としてどう受けとめるかをめぐって, 当時在米の民権派青年やキリスト教派らの間に論争をまきおこし, さらに日本国内の識者や民権派などへも一石を投じ, 全国的にも波紋をひろげた。

19世紀後半のアメリカ社会にあっては, 日本人差別よりも前に, もっと根深いシナ人差別と排斥への動きがあったが, この事件もまた「一地区の人たちだけではなく米国人一般が抱くようになっていた人種偏見に根ざした全国的な事件<sup>(1)</sup>」といわれるシナ人排斥と同根の事件といえるもので, 移民をめぐる日米間のその後の関係に, 大きく影をおとすことになる。

ともあれ, この事件については若干の新聞報道があるだけで, その全容がつかみきれていなかったし, 日本への影響は皆目わからなかったが, いくつかの新史料の発見もあって, 事件の経過とその論争の争点が浮かび上がってきた。ここではまず事件の概要から触れていくことにしたい。

この事件の前史として日本人とアメリカ女性との婚姻事件がある。<sup>(2)</sup> サンフランシスコにある日本製品販売の店「一番商館」で働いていた富井という男に, 同じ店の奉公人イダゴックという女性が恋心をいだいたことがそもそもの発端になるが, オファレル街に独立して店を出した富井といよいよ結婚する段になって, 届け出を役所に出したところ, 法律的に「蒙古人種」と米国人との結婚は認許されないという大きな壁に行きあたってしまった事件である。

カリフォルニア州にあっては, 民法婚姻の部で蒙古人種は米国人と婚姻することはできないとの規定があり, それをそのまま適用すれば, 蒙古人種のレットルをはられていた日本人は米国の女性と結婚はできない。つまり日本人は, 欧米人と同等の権利を持っていない人種として扱われたのである。この事件はおそらく在米邦人に自由な婚姻権を与えられていない現実をつきつけ, 自分達日本人に向けられている人種差別の厳しさを改めて思い知らせることになったのではないだろうか。

そもそも, 米国一般の法例によれば,<sup>(3)</sup> 支那人及び蒙古人は米国の籍に入ることができない。となると必然的に日本人は米国籍に入れないことになるわけである。さらにその論理でいうと,

カリフォルニア州の刑法や政治法では、日本人を会社に雇用することは禁止され、他の外国人には認められている選挙権も与えられていなかった。基本的人権ともいべき権利がほとんど与えられていないのが、在米邦人を取りまく環境であった。ただ実際は、低賃金で労働する日本人の職がないわけではなく、料理人、給仕、家内働、学僕などの仕事に就くことはできた<sup>(4)</sup>。ただしこの場合も、雇主の信頼を得た場合は上首尾ではあるが、雇主の譴責に耐えられずに逃げ出すような者は無為徒食になる場合も多かった。

ところで、結婚を認許されない2人は「遂に牧師の憐を以て契約上の結婚を為し、其間に一子を挙げたるも、法律上の公認を得ざるに由り、私生の子<sup>(5)</sup>」となってしまったという。さらに問題は二世にまで拡がっていった。

このように「蒙古人事件」を惹起する芽は、この日本人婚姻事件にすでに表れていた。第2の事件は1888年(明治21)からしばしば実例のあった日本人が大学入学を拒絶される事態の中で、引き起こされた。<sup>(6)</sup>

まず、サンフランシスコ領事館交際官試補の早川鉄治がサンフランシスコのヘスティング法律大学校の入学を拒否された件で、89年1月に日本領事館雇のリチャードソン(米人)が掛け合いに動き出すことからはじまったが、<sup>(7)</sup>同国人の交渉でも過去の判決例を持ち出され、「蒙古人種」という理由で受け付けられなかった。ただ、この早川の一件は、領事館付の官吏であったこともあって、その後なぜか、講義の傍聴は許可がでている。

同じ頃、サンフランシスコ美以美福音会の幹事で指導的役割を果たしていた大沢栄三<sup>(8)</sup>が出した同法律大学校への入校出願もまた、「蒙古人種なれば大学に入校するの権なし<sup>(9)</sup>」と突き返された。大沢は88年4月に福音会副会長の増田武(長野県)が帰国したあと、会長の職務代理などをやっており、安孫子久太郎<sup>(10)</sup>(新潟県)らとともに日本人福音会の中心的人物であった。また、88年2月18日に、福音会の仲間の米山梅吉(静岡県)、岡部健太郎、松野菊太郎(山梨県)らと『蒸汽船』という政論新聞を創刊し、「自分達の政治上の意見」を日本に送りつけていた民権派青年であった。「激烈なる筆法にて条約改正に関する記事<sup>(11)</sup>」が多かったという。法律の大学を目指したというのも、彼の政治意識の表われであろう。当時、福音会では、毎週土曜日の祈禱集会が終ると、「演説討論」という時間が設けられており、<sup>(12)</sup>政治、経済、教育、衛生など多岐にわたるテーマで活発な演説討論が行われ、多くの人材を輩出していた。中でも大沢は、しばしば演説者として登壇し、意欲的な言論活動を行っていた。また、86年の段階で日本の新聞が「我々学生の当港に在留する状況に付て頗る事実<sup>(14)</sup>に反対したる報道」をしていることに対して、激しく憤り、「東洋にありてハ文明国と称し、而して文明の先導者と誇る新聞記者」の活眼を、新聞に投書して訴えてもいる。「前途に希望なく乞食と相距る遠からざるが如き<sup>(15)</sup>」の報道は「事実を転倒」しており、「寧ろ苦辛痛楚を辞せずして海外に渡航する者」をもっと激励し、保護することが国家の利益につながると主張していた。ただ、大学入学を拒絶された年

(1889)になると、いささか状況の変化があり、領事の河北俊弼に宛た書簡<sup>(16)</sup>では、「最初日本人カ過分ニ得タル名誉ハ、今ヤ過分ニ下落シ、当国人ヲシテ稍ヤ厭悪ノ情ヲ起サンメタルコトハ事実」という、日本人を取りまく環境が大きく様変わりしていることを指摘し、さらに「当国人ノ日本人ヲ見ルコト、全ク支那人ト同様ニ相成可申、已ニ或新聞紙ノ如キハ右ノ様子ヲ記載シテ、其風俗ノ厭フ可キコト寧ロ支那人ヨリモ甚シキ旨ヲ云々致候」と、日本人を見る目が支那人へのそれと同じか、あるいはそれ以上になってきたことを伝えている。「当州ノ法律ノ『モンゴリヤン』人種ニ対スルノ制裁ハ、益々酷ニ相成候事故、若シ如斯ニシテ止マサレハ、其禍ハ必スヤ測ルヘカラサルニ至リ、遂ニ日米両国ノ交義ニモ相関シ」と、カリフォルニア州の法律でいう「蒙古人種」への差別が、日本人にも適用され、日米摩擦が生じることを懸念し、一步その対応を誤ると日米間の信頼関係にもかかわるという不気味な予測をたてている。おそらく、河北領事へのこの書簡を認めた時点では、大学への入学を拒絶された自分自身の体験の裏打ちがあつたことだったろう。カリフォルニア州の法律の人種差別を、「モンゴリヤン」人種への制裁ととらえ、日本人にもそれが及ぼされることを避けるために、「愚民ヲ煽動シテ外国ニ渡航セシメントスル」ような「不正ノモノ」を厳しく取り締まる必要性を訴えている。サンフランシスコは「最早學術ニノミ従事セシ書生社会ノ在留所」ではなく、「純然タル日本殖民」を形成しているので、「区々タル計ニ止ラスシテ、之ニ加ルニ充分ノ取締」が必要だと、領事館及び日本政府の腰を据えた外交・植民政策が緊要になっていることを指摘している。

この大沢の上申書の2日前に、河北領事は外務大臣青木周蔵宛に機密報告書<sup>(17)</sup>を提出しているが、現状認識は大沢とはほぼ同一である。日本人に対して「早已ニ支那人同様ノ感ヲ起スモノモ有之」といって、「無資力労働者」の渡航を出発前に厳重にチェックする対策をとることを要請している。阪田安雄氏は、この報告書を分析して「河北はこのとき移民問題の原因が人種偏見にあることを見極めていたとは考えられない。彼の心配していたのは、『下層階級』の渡米が日本の国威を傷つけるような事態を惹起する恐れのあることであつた<sup>(18)</sup>」と見ている。同様に大沢の上申書も紹介しているが、貧民が渡米しないように取り締まりの強化を嘆願し、「事態が軽視できない所まで悪化していることを領事同様に強調していた<sup>(19)</sup>」との評価にとどまっている。大沢が「蒙古人種」と極めつけられて大学入学を拒否された体験をしたばかりという状況を考えると、河北領事には見えなかった「人種偏見」を、大沢は実感していたのではないかと私には思われる。なぜなら、このあと大沢と同様に大学入学を試みて門前払いを食わされた吉川巖を福音会に呼んで、日本人が「モンゴリヤンたる法律の制裁を受くべきものなるや<sup>(20)</sup>」どうかを、しきりに議論しているからである。1888年4月20日の討論会ではこの議題で積極派と消極派にわかれて議論をたたかわせ、大沢が強調した、そうした制裁を受けるべきではないという消極派の方が、多数決で勝ちを占めたという。大沢が理解しているように書生社会の在留所というより、「純然タル日本殖民」地になりつつある現状で、入国してくる入口の厳しいチェック体

制整備ばかりでは、根本的解決にはならないと判断していたのではないだろうか。

## 註

- (1) 阪田氏前掲論文
- (2)(3) 「日米の結婚を許さず」(『時事新報』明治21年1月27日)
- (4) 「米國桑港通信」(『朝野新聞』明治19年7月11日)
- (5) 「蒙古人種事件の演説」(『朝野新聞』明治22年11月5日)
- (6) 「桑港法律大学校日本人の入学を許す」(『朝野新聞』明治22年9月3日)によると、早川鉄治の入学拒否は「昨年の判決例に依り」拒否したことが記されているので、少なくとも1888年の時点で、入学拒絶事件はあった。
- (7) 前掲「桑港法律学校日本人の入学を許す」
- (8) 大沢栄三については、いまのところ生没年、出身地、渡米年月等不明。
- (9) 「米國の『蒙古人事件』問題化す」(『中外商業』明治23年3月18日)
- (10) ユージ・イチオカ氏の研究によると、安孫子は1865年生、1936年没。新潟県出身。1885年渡米。明治前期の渡航者の中では草分け的存在で、日系移民社会の指導者。(イチオカ氏「安孫子久太郎」前掲『米國初期の日本語新聞』)
- (11) 今泉源吉『先駆九〇年——美山貫一と其時代』(1944年12月8日)には「米國と日本との間を通ふものとして The Steamer と云ふ題をつけ、自分達の政治上の意見を故国に送るつもりであった」とある。1889年2月創刊。
- (12) 『絵入自由新聞』明治22年3月21日 藤野雅己氏「北米における初期日系新聞をめぐる諸問題」参照(『上智史学』32号 1987年 上智大学文学部紀要)
- (13) 拙稿前掲「自由民権期における桑港湾岸地区の活動」で、1887年から89年までの演説会(年・月・日、演説者、演題)をまとめた。
- (14) 「桑港日本人状況に付き謬説を記する新聞記者に一言す」在桑港、大沢栄造(『時事新報』明治19年12月25日)。なお、新聞投書では「栄三」でなくて、「栄造」となっている。
- (15) 「某新聞記者に一言す」在桑港、大沢栄造(『朝野新聞』明治19年11月7日)
- (16) 1889年(明治22)6月6日付。(「公信第48号 明治22年6月11日 在桑港領事河北俊弼ヨリ外務大臣青木周藏宛 福音会幹事大沢栄三上申書送付ノ件 別紙上申書」外務省外交史料館蔵「在米本邦人ノ状況並渡米者取締雜件 老」)
- (17) 前掲、外務省外交史料館蔵「在米本邦人ノ状況並渡米者取締雜件 老」
- (18) 阪田氏前掲論文 123頁
- (19) 阪田氏前掲論文 124頁
- (20) 「福音会沿革史料」二期の部A、二期の部B(カリフォルニア大学ロスアンゼルス校《UCLA》図書館所蔵)「赤堀蔵書」と記されている。

## 5. 「蒙古人事件」の第3ラウンド

次は婚姻事件、大学入学拒絶事件に続いて「蒙古人事件」第3ラウンドである。1889年2月、大沢栄三らの事件を米國東部のワシントン州で聞いて、「大に切齒扼腕」した吉川巖が引きおこす一連の事件と運動である。米國と日本とで、約1年にわたっての粘り強い、執念のような運動といってもいいだろう。既に前記の事件で問題は露呈していたが、ワシントン州で代官事務を取り扱っていた吉川にとっては、もう一度自分の実践を通さなければ気がすまなかった。

吉川の経歴についてはまだ不明なところが多く、その実像は浮かび上がらないが、吉川自身



の記したものによれば、<sup>(2)</sup>87年（明治20）12月、「法律実施取調」を目的に、英領カナダのバンクーバーに渡り、日本人のための民事や刑事の訴訟にかかわって弁護人や通弁をしていたという。その後間もなくワシントン州へ渡ったのではないかと思われるが、「蒙古人事件」の前にはワシントン州にいたことが新聞報道されている。<sup>(3)</sup>なお「太平洋海岸に於て治安始審控訴の諸裁判所江出頭し、表面日本代言人の資格を以て打過」<sup>(4)</sup>ごしたと自記しているのは、太平洋に面した西海岸のサンフランシスコへ来てからのことをいっているのであろう。「元より赤貧の身なれば、他の米国在留日本兄弟姉妹と同様、或は下女下男の職務に従事し米国人の使役を受け、遠く故郷を離れ異郷に漂泊する身分に御座候」と記しているように、決してエリート学生として渡ってきたのではなく、「スクールボーイ」といわれるような書生、学僕という窮貧生活の体験者であった。

こうした漂泊の道を歩んできた吉川にとっては、「日本人は欧米人と同等の位置に居ることは吾も許し、人も許す事」<sup>(5)</sup>と信じて疑わない認識であった。ところが、サンフランシスコで日本人が「日本人」ということだけで、大学からはじき出される現実を見、欧米人と同等の資格をもっていることが至極当然と考えていた吉川には、この現実がすぐには理解できなかった。まず、代言人らしく「蒙古人種」に関する法律の徹底的な取り調べからはじめている。それと同時に、ヘスチング法律大学校へ自分の名前で試みに入学願書を提出し、実践を通して拒絶の事実を確認している。

これまでの例だとそこで引き下がって終了してしまいが、ここから吉川の真骨頂が発揮される。裁判闘争に持ち込むことと、日本国内にこの事実を強くアピールし、「日本同胞兄弟姉妹」の助勢を求める二面作戦をとることにしたのである。

まず、裁判闘争であるが、カリフォルニア州を相手に起訴する準備として、同年5月上旬、大学側に拒否した理由書として「日本人は蒙古人種である」との指令書の提出を求めた。<sup>(6)</sup>この書類は起訴の際に不可欠なものであったが、大学からは断られた。同月11日に福音会の例会に出席した吉川は、同じく入学拒否にあった大沢らを前に、「近来の一問題たる日本人か蒙古人種として、当州法律の制裁を受くべきものなるや否やに付、<sup>(7)</sup>慷慨なる演説」<sup>(7)</sup>をしている。福音会の記録によれば、この問題について同会会員の大沢栄三と田中甲子次郎も意見を述べたとあるので、吉川との間で議論になった可能性はある。「慷慨なる演説」とあるところからみても、かなり力のこもった話になったのであろう。吉川としては福音会を拠点として在米の青年達をまきこんでいくことを目論んでいたにちがいない。その後もしばしば、例会で演説しているところをみても、一面では成功していたが、福音会の会員のこの事件への認識との間にはズレがあったことも確かで、吉川が期待したほどの盛り上がりはなかったと思われる。

また在米邦人団体のもう一方の雄ともいえる民権派青年の団体「日本人愛国同盟」の機関紙『第十九世紀』<sup>(8)</sup>の第64号（1889年5月17日付）に、吉川巖個人名で次のような広告を出してい

る。

今般蒙古人事件に付、当「カリホルニア」州を被告として、合衆国大審院の判決を仰ぐの決心にて、九月上旬其訴訟手続に着手す、此段報告仕候

桑港第二十二街千卅九番地 吉川 巖

これもまた、キリスト派だけでなく、民権派をも抱き込んでいこうとする吉川の意図がみえるし、いよいよ大審院の場に持ち出すことを在米同胞に声明し、全面的な支援を得ようとしたのではないか。吉川にはこの問題は大学を目指す一部の書生だけにとどまらず、日本人全体の問題にしていかなければならないという思いが強くあったからこそ、ほとんど接触もなかった日本人愛国同盟にも声をかけたのだろう。

かつて私は、『第十九世紀』や『自由』、『革命』、『愛国』などの新聞を続々と発行して、言論出版活動を通して、日本政府を批判してきた愛国同盟の活動を政治的急進派」と位置づけたのに対し、福音会の活動は「桑港にいる日本人社会全体にかかわる問題に取り組み、キリスト教を通しての内面的な自立と同時に、生活の確立、自立に物心両面から手を差しのべていた福音会は、桑港における邦人社会の形成や、個々人の生活意識や労働意識の変革に大きな影響を及ぼした」と評価したが、吉川の提起は、この両派を越えた問題を内包していたがために、米国の邦人社会でもまた両面作戦をとったのではないか。

『第十九世紀』に広告を載せた同じ5月、吉川は日本国内に向け一篇の「告文」を送付している。「蒙古人事件」について、日本人種訴訟になぜ持ち込んだのかを3カ条にわたって簡潔に記したもので、吉川の基本的な考え方と視座が明確になっている。またこの「告文」によって、吉川が「大阪府南堀江町」の出身で、1858年（安政5）生れであることが判明した。少し長文になるが全文紹介しておく。

### 資料3 吉川巖の告文

桑港第二拾二街千三拾九番地

日本大阪府南堀江町五丁目住

吉川 巖

三拾二年

#### 第一條

小生儀明治二拾年拾二月、米国法律実地取調の爲め、英領カナダに於てバンクーバー府に渡航し、今日迄日本人に関する民刑の訴訟に干預し、或は弁護人となり、或は通弁人となり、<sup>(ママ)</sup>米国太平洋海岸に於て治安始審控訴の諸裁判所江出頭し、表面日本代言人の資格を以て打過申候処、其日々の生計に至りては元より赤貧の身なれば、他の米国在留日本兄弟姉妹と同様、或は下女下男の職務に従事し、米国人の使役を受け、遠く故郷を離れ異郷に漂

泊する身分に御座候

米国は欧州各国人の集合所なれば其漂泊中、或は魯国の虚無党に、或は独国の社会党に、或は愛蘭土の不平党に、其他各国人と接し、互に語り互に談し其交際中或は自国の自慢話をするあり、或は自国の不平を訴ふるあり、実に人情は一様なる者と承知仕候、其談話の日本国に及ぶや、吉川巖は日本人は進化の民なり、亜細亜人種中無比の民なりと傲然と人に誇り、自国の肩を持つは是れ人間家を愛し、国を愛するの天然の情に御座候、傍ら容貌風俗日本人にさも似たりと云ふ人種にして、米国人の爲めに人家を焼かれ、其土地を追払はれ、云ふ可らざる擯斥を受け、悪魔迄に厭悪せられたる支那人のあるを見て、其人種に混合せられざる様常に注意するは、人間固有の情に御座候

斯る場合に於て、生命よりも財産よりも貴重なるは自<sup>ナシヨナル</sup> 国<sup>キヤリフォルニア</sup>の資格と承知仕候

## 第二條

米国太平洋海岸を旅行し吉川巖の桑港に着する迄は、日本人は欧米人と同等の位置に居ることは、吾も許し人も許す事と信認罷在候

斯る考ひは空想にして米国ケヤリフォルニア国民は、日本人は支那人同様、蒙古なる人種に属するものと法律の解釈を為せりと聞き、之れ実に聞棄てならざる大事なりと、其例証を取調ふるに、日本人の一人富栄某、米国婦人と婚姻を為さんと其允許を府庁に求めたる所、日本人は蒙古人種に属するを以て米国人と婚姻すること能はずと指令ありたり

今吉川巖が桑港法律大学校に入学を試みし所、昨年ある日本人の一人、同校に入学を願ひし所、日本人は蒙古人種に属するを以て、法律大学校に入校するの資格なき者に決議ありしにより、其前例に照らし、吉川巖も入学すること能はずと命令ありたり

右に付、支那人及ビ蒙古人種に対する法律を取調ふるに、支那人及蒙古人は米国の籍に入るに能はざるは、米国一般の法例の如く相見へ申候

当ケヤリフォルニア国民法婚姻の部に、蒙古人と米国人と婚姻を禁ずるの法文あり

同刑法第七拾八條に依れば、会社にして支那人或は蒙古人を採用するあれば、其採用する役員を軽罪の刑に処することあり

同政治法に依れば、支那人及蒙古人種は米国人の他の外国人に許す処の撰挙権を得ざるものの如し

当ケヤリフォルニア<sup>(ママ)</sup>国に於て、日本人は蒙古人種と定むる以上は、第一、米国の籍に入ること能はず、第二、米国人と婚姻すること能はず、第三、公立学校に入ること能はず、第四、諸会社に雇はるゝこと能はず、第五、他の外国人同様撰挙権を有すること能はず

其他如何なる珍事を将来日本人に引起し、或は彼の支那人に対する排斥を執行し、日本人も米国の土地を追払はるゝや期し難し

爰に支那人及蒙古人種に対する禁止法の理由を探求するに、其大審院の判決例によれば、

支那人は米国に対し有害の民云々とあり、其害ある條項は、第一、風俗を紊り、第二、健康に害あり、第三、世の文明を妨ぐる云々とあり

今当米国に在留する四千余の日本人を見るに、米国人同様、其學術を研究し其風俗に化し同文明の航路を渡り進化の民なれば、米国に害あると認め支那人及蒙古人に対する禁止法を目下無害の日本人に適用すること能はず

禁止法は害を防ぐの法律なれば、害のなき所に其効力の及ぶ可らされは也、又之を學術上より論ずれば、日本欧米と交際を始めてより、欧米の學者日本に渡航し、或は地誌を著はすあり、或は歴史を記すあり、其日本人種論に及ぶや、或は日本人<sup>モンゴロイド</sup>種に属すると云ひ、或は<sup>ネグロ</sup>猶太種と云ひ、或はメレー種、或は<sup>オーストロネシア</sup>ビンヅーイユロップ、或は混合種と云ひ、其説の一定せされとも、日本人は蒙古人種に属すると云ふ者なし、之れ欧米學者の輿論を承知仕候

右の理由あるに依り、当ケヤリフォルニア国の日本人は蒙古人種なりとの法律の解釈は、第一法理に戻り、第二條理に反対したるものと信認仕候

### 第三條

米国の政治は憲法に依り立法司法行政の三部に別れ、各々独立権を有し、法律の解釈は司法部、即ち大審院に属するを以て日本人の蒙古人種なるや否の問題は、同院の判決を得て後ち定まるものなれば、ケヤリフォルニア国を被告として合衆国大審院の判決を仰ぐこと至極穩当と承知仕候

今爰に提起すべき二個の訴訟あり、第一日本人婚姻権に係る件、第二大学校入学資格に関する件、第一の訴訟はケヤリフォルニア国民法に基くものなれば、合衆国憲法改正第拾一條に依り、当ケヤリフォルニア国大審院の管轄に属し、第二の訴訟は<sup>ナショナルイミグレーション</sup>合衆国の籍法に基くものなれば、同憲法第三條二項により、合衆国大審院の管轄に属する者に御座候

日本人に取りてはケヤリフォルニア国裁判所の判決を仰ぐは甚た以て不利なるに付、吉川巖は第二の訴訟を提起するの心得にて、来る九月上旬を期し、桑港法律大学校を被告として出訴の手續に着手することに決意仕候

本件の利害は独り被害者たる吉川巖に止まると思ひ給ふ勿れ、其結局は恐れ多くも上は日本天皇陛下の尊威に関し、下は賤しき農民権利に迄も及ぼし、日本外交始りてより日本人の資格を外国に定むる未曾有の詞訟事件と御承知あれ、又本件は米国は勿論、世界文明国の一問題なるべき事件と御承知あれよ、何となれば各文明国は<sup>コンモンウェルス</sup>支那人を普通の敵と見做し、種々管束法を同人種に対し制定する時にありては、日本人は世界の<sup>コンモンウェルス</sup>普通敵となる(ママ)可べき人種なるや否やの論点を来すへければなり

斯る重大なる詞訟事件なれば吾日本同胞兄弟姉妹よ、本件に対し<sup>シンパシー</sup>同感を表し、左の條項を御承知あらん事を偏に希望仕候

## 一 法律学術上の教示, 其他応分の補助

其理由本件たる日本人の資格を定むる詞訟事件なれば, 外国の代言人に囑托し勝敗を其弁論に決するは, 他国の兵を借り自国を防禦するの策に異らされは, 吉川巖は訟庭の弁論より其他訴訟手続一人にて之を担当し, 敢へて米国代言人の助を仰かざるの決心なれば, 取調べべきは充分取調ふる事必要なれば, 米国法律取調は吉川巖常に之に従事す, 尚日本帝国各府県代言人組合に付, 其意見をも聞く可し, 又学術上日本人種論は日本帝国大学の教示に預かるの心得なれとも, 尚兄弟姉妹の教示は勿論, 其応分の助勢は至極必要と確信仕候, 本件に付御同感の兄弟姉妹は左の宛にて御通信相成度希望仕候

I. YOSHIKAWA.

Japanese Gospel Society

Jessie St San Francisco, California

右 吉川 巖 謹誌

日本同胞兄弟姉妹 御中

まず第一條では, 吉川が米国漂泊中に「魯国の虚無党」, 「独国の社会党」, 「愛蘭土の不平党」などのメンバーと接触したことに注目したい。どのような場で交流があったのか不明であるが, 人種の垣塙のような社会にあってしてこうした活動家と語る機会を持たれたことは, やはり吉川の側の積極的な姿勢があったのだろう。しかし, ここで彼が自国を紹介するに「日本人は進化の民なり, 亜細亜人種中無比の民なりと傲然と人に誇」ったといっていることに, やはり「脱亜」意識を見ないわけにはいかない。まして家を焼かれたり, 土地を追われ, 「悪魔」とまで嫌悪されている支那人をみて, 「其人種に混合せられざる様, 常に注意する」ことこそ, 「人間固有の情」であるとしている姿勢に, 吉川の立場が露呈している。こういう場合に「生命よりも財産よりも貴重なるは, 自国の資格」<sup>ナショナルキャラクター</sup>であるといいきっている。つまり, ナショナルキャラクターという「自国の資格」を高め, 強めていくことが, 個人の生命とか財産より大事なのだと説く。「生命と財産」を「生存権と私的所有権」におきかえてみると, つまり「民権」ということだろう。となると, 「民権」より「自国の資格」=「国権」を優先させていくことの緊急性を, 吉川はこの時強く意識していたというべきだろう。

次に第二條では, カリフォルニア州の法律では, 日本人は支那人と同様に蒙古人と看做されていることを聞いて「聞棄てならざる大事」と直感したことが, この問題へ入りこむ機会になったことを吐露し, 具体的な事例とその差別を保障する条文を示した上で, 大審院の判決例を支那人及び蒙古人種に対する禁止法の理由に使って説明している。大審院のこれまでの判決でいえば, 支那人は①風俗を紊す, ②健康に害あり, ③世の文明を妨くることがあるので, 米国にとっては「有害の民」だというのが大審院の論理だという。もしその3点からみるならば米国に在留する4,000人余の日本人は皆合格である。禁止法というのは「害を除く法律」であ

るので、そもそもこの法律を日本人に適用するのは無理であり、無効であると主張している。さらに、日本人種論という視点でいうと日本人は「韃靼種」「猶太種」「メレー種」「ヒンズーイヨーロッパ」「混合種」という欧米の学者の説はあるが、「蒙古人種に属する」という学説はないと、欧米の学説に偏重した立場を明らかにしている。

結論として吉川は、カリフォルニアの法律は「法理に戻り」、「條理に反対する」ときめつけている。

第三條では、日本人の婚姻権に関する訴訟と、大学校入学資格に関する訴訟とがあることを示し、前者はカリフォルニア州の民法にかかわるのでカリフォルニア州の大審院、後者は合衆国の籍法にかかわることから合衆国大審院の管轄に属することになるという。日本人にとっては後者の訴訟を提起する方が有利と判断したとの説明がある。この訴訟の結果は上は「天皇の尊威」から、下は「農民権利」まで影響を及ぼし、「日本人の資格を外国に定むる未曾有の詞訟事件」と位置づけた。この結果次第では日本人は支那人と同様に、「世界の普通敵」となるやもしれぬと、訴えている。

だからこそ日本の同胞の「共感」と「法律学術上の教示」がほしいという。とくに今後、裁判を進める上で日本の各府県代言人組合の意見や助言、それに日本人種論では日本帝国大学の学問上の裏付けの教示を希望している。吉川にとっては、実際には単独で裁判に臨むつもりではあるが、日米両国の同胞に支えられているという実感がほしかった。

この詞訟は世界の文明国全体にかかわる問題になるというとならえ方は、結局は、世界を文明国と非文明国、つまり先進国と後進国に色分けすることにつながり、なかでも日本は文明国の一員であると強調すればするほど、支那人と一線を画していくことにつながっていく。アジアの隣国としての共存ではなく、支那人と同一視されたくないという、背伸びした論理である。ましてや日本人は蒙古人種でないことを証明するために、欧米の学者のいう人種論を持ち出したことは、インターナショナルな問題へと発展していく可能性のある問題提起を矮小化してしまったことになる。

#### 註

- (1) 吉川巖については、いまのところ1858年生、大阪府出身以外、没年、経歴など不明。
- (2) 吉川が日本の同胞兄弟姉妹にあてた「告文」の第一條に記されている。
- (3) 前掲「米国の『蒙古人事件』問題化する」(『中外商業』明治23年3月18日)
- (4) 前掲「告文」第一條
- (5) 前掲「告文」第二條
- (6) 前掲「桑港法律大学校日本人の入学を許す」(『朝野新聞』明治22年9月3日)
- (7) 前掲「福音会沿革史料」1889年5月11日の例会の記録
- (8) 『第十九世紀』は、1980年、愛国同盟員の橋本(粕谷)義三の縁戚にあたる家(橋本ろく氏、埼玉県入間市)の調査で、筆者が13部発見した。
- (9) 前掲拙稿「自由民権期の渡米邦人活動史(序)」
- (10) 国立歴史民俗博物館蔵。「告文」そのものではないが、「告文」を日本へ送ってから5ヵ月後の1889

年5月、「有志者」によって、印刷に付しひろく配られたもの。

## 6. 「蒙古人事件」論争

この「告文」に対しては、すかさず反論が出た。在米民権派の竹川藤太郎が『第十九世紀』の66号(1889年5月31日)と68号(同年6月14日)に「吉川君の檄文を読む」という文を寄せてきたのである。

竹川は山梨県東山梨郡日下部村出身なので竹川甲州という号で投書しているが、菅原伝、中野権六、松岡辰三郎、石坂公歴らを中心にした日本人愛国同盟会にも参加しているし、投書した時期には、竹川の呼びかけで「桑港有志演説討論会」が組織され、第十九世紀新聞社の事務所を借りて、毎土曜の夜、定期的な演説討論の会を持つ、その指導者格であった。2年後の91年(明治24)には、「海外実業会」(翌92年に「遠征社」と改名)の発起人メンバーとして名をつらねている。「海外実業会」というのは、86年に政治の討論と研究をする目的で結成され、愛国同盟と一体ともみられていた「惟一会」と、90年発足の「海外実業会」が合同した組織で、その機関誌として発行された『遠征』では、人種競争の中での「殖民」論と「海外事業」論を展開していた。ただし、組織としては「愛国同盟と一定の距離をおこうとしていた」ようである。

竹川はまた福音会にもかかわっていた。やはり、福音会が定期的にかいていた土曜日の例会での演説にも弁士として参加し発言しているところを見ると、本人がキリスト者であったかどうかは不明であるが、少なくとも積極的に接触を持とうとしていたことは確かである。当時のサンフランシスコの邦人社会にあって、一個人が複数の団体に所属するのは通例であるので、竹川が民権派とキリスト派の両方に足を踏み入れていたとしても不思議ではない。

その竹川の反論というのは以下のとおりである。新聞投書の連載の中間の号である『第十九世紀』の67号が発見されていないので断定はできないが、おそらく3回にわたっての連載だったのではないかと。となると、この史料は真ん中が欠けていることになる。ただ前後の2回分だけでも十分に著者の論点を掌握することができるので、全文紹介しておく。

### 資料4 竹川藤太郎の「吉川巖君の檄文を読む」(1)

吉川巖君の檄文を読む

竹川 甲州

各種異様な人物の博覧会とも言ふべき桑港に在留せる日本人中、幾多の日本人中、身を以て国家の犠牲に供するを期する志士鮮しとせざるなり、而して其目に触るゝ所其耳に聞く所、珍なるも奇なるもなるも美なるも、一に皆慨慷なる神経に輻輳して切齒扼腕なる

裁判に告訴する所以の者、彼我と言へる關係に於て、最も其焼点なる境遇にあるの然らしむる所なる手中に就て、頃者、吾人をして喫驚せしめたる檄文を頒布したる人を吉川巖君と言ふ、今其問題の要領を挙げれば、当ケヤリフォルニヤ州に於て在留日本人に対する処置の不条理なるを鳴らすにあり、猶仔細に之を言ひは、当州に於て日本人は蒙古人種と定むる以上は、第一米国の籍に入ること克はず、第二米国人と婚姻する克はず、第三公立学校に入ること克はず、第四諸会社に雇<sup>(ママ)</sup>はるること克はず、第五他の外国人同様撰挙権を有する克はず、右五条の法律に就て該政府を相手取り、合衆国大審院に上告せむとするにあり、嗚呼、寸虫猶あり五分の魂、倭人短少と雖とも亦神経あり、豈敢て赤髭の凌辱に甘んずるものならむや、而して君、実にか首唱者たり、吾人か君か活発勇氣なると同時に、吾か此挙に賛成の意を表せんとするものなり、然れとも其議論方法等に至ては、少しく意見を同ふせざるものあるなり、吾人請ふ逐次之を述へむ

抑も如何となれば、該政府に於ては右禁止法を設けて以て蒙古人種の自由を束縛する乎、今其理由を探求するに、君既に言ふか如く、其大審院の判決に曰く、支那人は米国に対し有害の民、即ち其害ある條項ハ第一風俗を紊し、第二健康に害あり、第三世の文明を防ぐと、実に然り、然らば則該法たるや支那人を処するの必要ありて出現したる者なるや明かなりと雖も、蒙古人種と言ふの故を以て其の範囲を拡めて日本人にも及ぼさんとす、実に難有迷惑なる相伴を被る者なる哉、例すれば茲に一家に夫婦あり、其夫曾て国法に触るゝ所行ありとて之を処刑すると同時に、其婦をも併せて罰せんとするに等とし、其の婦何の罪かある、不法も又た甚たしと言ふ可し、是れ君が衆に率先して其不法を正さんとする所以にして、此点に付てハ蓋し何人と雖も異議を懐く者なかる可しと信ずるなり、然り而して其不法を正さんが為に其冤枉を訴へんか為に、其口実をして夫婦の關係を断たんとするが如きに至つてハ、吾人之を卑屈なり卑劣なりと言はざるを得ず、夫れ此婦人にして罪あらんか、仮令身丈は王公貴人たりとも之を容るすの理由なく、之に反して若し此婦人にして罪なからんか、仮令其夫ハ盜賊悪漢たりとも之を罰するの理由なし、願ふに罪の有無如何にあるのみ、則罪の有無如何に因て論議するこそ正々堂々の所為と言ふ可きなり、戦百勝の斗策を言ふ可きなり、今夫れ君ハ支那人の所行よりして連累を被りたる日本人の冤枉を訴へんが為に、日本人ハ蒙古人種に非ずとして力めて蒙古の区域を脱せんとし、力めて蒙古の關係を断たんとするが如きハ、抑も如何なる所存にや、而して日本人ハ蒙古人種にあらずと言ふの理由を聞くに、一も抛る可き証を挙げず、只管単なる輿論てう文字を楯として曰く、日本人は其先き韃靼より来る者ならん、或ハ猶太より来れるものならん、或は南洋諸島より来れる者ならん、兎に角日本人ハ蒙古人種にあらず、是れ世界の輿望なりと、君か謂所輿論とハ果して何の意ぞ、仮令所得税を課せざる文字なるにもせよ、濫用も又た甚哉、抑も白人種及黄人種等の名号ハ地理学上世界の人類を區別するの便宜法にして、人



種争論の裁判ハ地理学にして之を判決するの権を有す故に、地理学にして宣告する所之を輿論とす、君が言ふ所の如き一己人の憶説のみ、何ぞ信ずるに足らん、仮りに之をして信ならしむるも、従前の輿論を消滅せしむるに非されバ永く憶説たるを免れざるなり、乃ち従前の輿論を消滅せしめんか為めに、五大州の一部分なる亜米利加の、<sup>(ママ)</sup> 亜米利加の一部分なる「カリホルニア」州を戦場として勝敗を決する者と仮り定めよ、此時に方て仮令該州を略取して、該州に於ける従前の輿論を打ち亡ほし、已に憶説代て輿論の位に付き以て四方に号令せんとするも、「カリホルニア」州の二十七倍なる合衆国の、合衆国の四倍なる亜米利加全州の、亜米利加州の四倍なる五大州の輿論ハ、井底輿論の軍門に降参するや否や、実に覚束なしと危むの確かなるに如かさるなり、然らハ則ち更に世界の輿論と戦を挑まんか、去りとハ亦た其物好きなるに驚かさるを得ざるなり、何となれば、其初め家を出つるや人の為に束縛せられたる権利を伸張せんとしたればなり(未完)

#### 資料5 竹川藤太郎の「吉川巖君の檄文を読む」(2)

吉川巖君の檄文を読む(承前)

竹川 甲州稿

以上述たる所、之を要するに君か所謂日本人ハ蒙古人種に非らずとするもの、是に至って一席の茶話たるに過ぎざるの価値となすなれり、而て蒙古人種なる者ハ、其始め日本より四方に蔓延したるものか、或ハ支那より蔓延したるものか、或ハ南洋より来れる者か、或ハ猶太より来れる者か、將た右の諸種の混交したる者か、之れを研究せんとするも、一朝一夕に理解す可きに非ずして、到底水掛論たるを免れざるなり、所謂蒙古人種とハ、此水掛論なる有耶無耶の時代なる過去の人種に付するの名称にあらずして、同区域なる漆毛黄顔なる現在の人種に附するの名称なり、則ち個々に分離したる一分子に付するの名称にあらずして、其の分子の集合して一物体を組織したる物に付するの名称なり、之に因て之を言ふ時ハ、日本人ハ蒙古人種たるに於て何の不可か之れあらん、之れ吾人か人種論を法庭に持出すを以て、不得策なり不勝利なりとするの理由なり、更に一步を進めて之を論ずる時ハ、吾人將に言はんとす、此事件に關して人種論をなすハ、當に己れを卑むるものなりと

抑も往古人獣の未だ差別あらざる時代、天幕を張って棲息し水草を逐ふて移転する人類ならんにハ、他の動物に於ける混虫類<sup>(ママ)</sup>或は哺乳類と呼ぶが如き、漠然たる名称を付するも可なりと雖も、苟も已に一国の社会を形作りて立憲帝国となりし日本臣民に対して、蒙古人種なる(仮令白人種と言はるゝも)名称を以てする事、豈に失敬千万奇怪の至りならずや、之を如何と言ふに、人種の名称を以て吾人に冠らすハ、恰も是れ本国もなく父母もなく、何処の辺境より漂泊流寓したるがしれざる、亡命無頼の無籍者と言はるゝに等しけ

ればなり、試に思へ、日英両国に於て条約を締結せんとするに当り、其の条約文面に漢たる白人種と言へる名を署するあらば、英国ハ快よく之を承諾するや否や、又た一己人として此に一僧侶あり、之に書を贈らんとするに当り、其名を記さずして坊主殿としたらんにハ果して如何、夫れ学問上に於てハ如何なる名称を付するも、敢て差支へなしと雖も、国と国との交際、人と人との交際に於てハ、大に異なる者あるなり、吾人不肖と雖も又た一国の臣民にして其原籍ハ日本と言へる帝国にあり、故に米国の吾人に対する事情は日本国に対するが如きの処置ある事、当に然るべきものなるに、亡命無頼無籍者に処するが如き人種なる名称を付する事、豈に失敬千万奇怪の至りならずや、嗚呼吾人ハ只日本人たるを知るのみ、其人種の如きに至ってハ之れを知らざるなり、否之を知るも口に語るハ忌々敷至りにして、吾人が人種論を以て己れを卑む者なりと前言する<sup>(ママ)</sup>以所なり。

夫れ然り而して此事件たる五ヶ条の禁止法に現ハれ、三ヶ条の有害罪に淵源するものなり、故に其の本源なる三ヶ罪の有罪如何を探求セハ、其末ハ随て調理す可きものなれば、吾人ハ米国政府に向つて左の如く言ハんとす。

日本人は果して風俗を紊すか、日本人は果して健康に害あるか、日本人は果して文明を妨ぐるかと、斯く詰問して果して其冤枉を伸ぶる事を得バ、固より異論なしと雖も、若し右三ヶ条に抵触する者と認めらるゝに於てハ、吾人又た言ハんとす、我々ハ何れの人種なるを知らず、只日本人なり、其禁止法にハ服従せん、然れども蒙古人種の名称を除けよと、吾人ハ五ヶの禁止法を取り除くを得ると得ざるとを問ハず、徹頭徹尾其人種なる字名を米国の法令中より撤去して、以て立憲国の臣民たるの資格を保有せん事を希望する者にして、而して其人種論をなして野蛮未開なる時代の未だ社会を形作らざる無籍の民を気取る事を欲せざるなり、若し吉川君にして此に悟る事あらバ、吾人其他に於て敢て異議なし、謹で賛成せんのみ(完)

「カリフォルニア州に於て在留日本人に対する処置の不条理なるを<sup>(7)</sup>鳴ら」した吉川の檄文に対して、その「活発勇氣」には賛成だが、「議論方法」については意見は異なるという、竹川の吉川への疑問と自論を展開している。

まず、問題の禁止法を日本人にも適用する「其不法を正さんが為」、「其冤枉を訴へんか為」に、日本人と支那人との間を裂こうという論は、どちらかが罪を犯したので、有無をいわず「夫婦の関係を断たんとする」と同じで、「卑屈なり、卑劣なりと言はざるを得ず」といって、日支両国の歴史的関係を見殺した論法を厳しく批判している。問題は米国人が風俗や健康・文明の面で有害とみているその「罪の有無」にあるのであって、日本と支那の関係を人種論におきかえて、全く別の人種であるかの如くいづくろって、一方的に三下り半を突きつけるというのは、正々堂々としたやり方ではないといっている。どだい「日本人は蒙古人種にあらず」というにも、その根拠を何もあげずに、都合のいい「輿論」だけを持ち出して、理由付

けに「濫用」しているにすぎないと手厳しい。詭弁だといいたいのだろう。そもそも「白人種」とか「黄人種」というのは、「地理学が世界の人類を区別する便宜法」であって、人種論は地理学に決定権があるという。それを「一己人の憶説」を開陳しただけで、蒙古人種ではないことを説得しようとしても効力はなく、「物好き」としかいいようがない。あるいは「一席の茶話」にすぎないという。竹川がいうには、蒙古人種というのは、「同区域なる漆毛黄顔なる現在の人種に附するの名称」なのだから、日本人が蒙古人種であるといつて「何の不可か之にあらん」ということになる。だから、法廷でこの人種論を持ち出すのは「不得策」で、結果的には「不勝利」につながってしまうことになる、その作戦のまずさを指摘している。

さらに、人種論を前面にたてて裁判を開おうとするのは、「己れを卑むるもの」、つまり、自ら日本人を卑下することになってしまふ。我々はれっきとした日本人であることを自覚し、その立場から自信を持って対応していけばいいのであって、米国籍、米人との婚姻、公立学校の入学、会社への雇用、選挙権の5つの禁止法の理由になっている3つ（支那人が風俗を紊す、健康を害す、文明を妨げるとのこと）について、日本人が果してそうであるかどうか、その有無を法廷で争うよう方針を変更することを要望している。

また、この裁判とは別に「蒙古人種」ということばを、アメリカの法律から取り除くよう、あらためて要求するのが筋だと説く。ということは、支那人にとっても、差別の原因になっている3つの点が改善されれば一方的な差別をうけることはないという論理になる。

「苟も已に一国の社会を形作りて立憲帝国となりし日本臣民」との自負心を武器に、法廷闘争に臨むべきだというのが、竹川の基本的な姿勢であり、その観点から吉川の檄文に異議を申したたてたのである。

この両論の背景には、もっと深刻で激しいシナ人排斥問題が大きく横たわっており、また在米の日本人がそれをどう見ていたか、自分達の問題としてどの程度感じとり、受けとめていたのかなども射程に入れてとらえていくことが必要であるが、その前段としてこの両論をならべた場合も、アジアから抜け出して、できるだけ欧米諸国に近づきたいという「脱亜入欧」に立つ吉川と、人種論などにとらわれないで、日本国の国民として要求していけばよいというナショナルな立場を強調する竹川との間には、現状認識のみならず、長期的な展望に立ってくらべてみても、かなり大きな相違がある。ナショナルな立場で反論している竹川の論理は、国家間競争や人種間競争につながる論理ではなく、異種人類が共存していくための最低限のルールを模索しているともいえるだろう。その意味では吉川の告文にかみついた竹川の反論に、新しい可能性を読みとることができる。

#### 註

- (1) 1889年6月2日の「愛国同盟の定期総会」で、竹川は菅原伝、石阪公歴らと新聞委員に選ばれている。

- (2) 「海外留学生（各府県派遣及個人）関係雑件 サンフランシスコ総領事館ヨリ引継文書」（外務省外交史料館蔵）
- (3)～(5) 有山輝雄氏「雑誌『遠征』の言論活動」（前掲『米国初期の日本語新聞』）
- (6) 読み易くするために句読点を付し、新漢字に改めた。
- (7) 前掲「告文」

## 7. 「蒙古人事件」その後の展開——共教会と矯風会——

「告文」を日本人に送りつけた吉川は、同年7月25日、住居をわざわざ大審院近くに転居し訴状をまとめた。8月3日、吉川は大学に赴き、起訴の際に必要な「日本人は蒙古人種である」との先の指令書を再度求めたところ、意外にも入学許可の口達を、同校記録掛代言人のライオンから受けた。これより前、7月上旬には神学博士のハリスが日本人入学を交渉し、従前通り拒絶された経緯もあり、訴状を準備していた彼にとっては寝耳に水の話ではあったが、すかさず、「入学拒絶判決例の運命」と「日本人種論」について、大学側の正式な答弁を求めている。結局、明確な答弁は何ひとつもらえなかった。<sup>(1)</sup>そこで、こうした状況の変化に対応し、入学拒絶から許可されるまでの間の損害賠償請求の上訴を、8月7日に上等裁判所に提出した。<sup>(2)</sup>これを受けて裁判所は、同校の支配人会議に召喚状を出している。入学許可をもらうことを目的としていない彼は、この事態にも、それまでの経歴を活かして損害賠償請求という冷静かつ確かな手をうっている。

次いで、当時米国駐劄陸奥宗光全権公使にあてて、吉川は「日本民族の名誉回復を為す為め、日本人民を代表して起訴」してほしいとの請願書を送っている（8月10日付）。それが不承諾なら、「蒙古人種か否か」を確定させるためにも、「氏等自から、日本全国を代表して名誉回復の訴訟を提起し、引続き日本人民婚姻権に関する訴訟をも提起」してほしいとの内容だったと報道されている。<sup>(3)</sup>在米日本人の代表という立場から、日本国を代表しての訴訟をという提案からすると、日米両国間の国際的な問題に持っていくべきだと考えていたのであろう。

受け取った陸奥は、「1888年にワシントンに赴任の途中、サンフランシスコに滞在して大隈外務大臣に依頼された在米書生の実態を調査し、尾崎同様「奉公人に成り下がってしまったくだらぬ輩」と「就学を目的とすべき筈」の書生の「墮落ぶり」を非難する報告書を外務省に送ってから、1年ばかり日本人の渡米および在米日本人に関して何らの報告もしていなかった」との阪田安雄氏の指摘にあるように、吉川の提起は無視されたのではないか。ほぼ1年前（1888年6月7日）に提出された大隈への陸奥の報告は、初志を失却して、修学の志をすっかりなくしてしまった書生像を伝え、さらにこうした書生が「日本政府就中当港在留ノ領事ニ対シテハ、往々不敬ノ妄説ヲ放チ無礼ノ挙動ヲ為ス」と伝えているところをみると、吉川の訴えを痛覚をもって受けとめる心情はなかったといえる。こうした請願書を送りつけてくることは、陸奥に

としては「無礼ノ拳動」<sup>(6)</sup>に思えたかもしれない。

訴訟手続をすっかり終えた（8月17日）吉川は、陸奥の反応を待ってはいしたが、間もなく家庭の事情があって一時帰国することになる。9月7日、福音会で吉川は「留別の言」という題で演説をしている<sup>(7)</sup>。

#### 資料6 吉川巖の「留別の言」

今日迄在留日本人の間に起りし訴訟事件、殊に昨今日米の間に喧囂たるモンゴリアン問題に就き、奔走幹施せられし事より、今尚局を結ばざるヘスチング法律大学に向て起訴せし損害賠償事件の如き、之等代言人に一委して帰国するは終古の遺憾なるも、身家の事情は此身の自由を束縛し、亦以て如何とも為すべからず、遂に一応帰国することとはなれり、今別れに臨て金玉の以て諸君に留むるものなし、一言以て之に代へんと欲すと述べられ、其より将来日本人の頭上に落来るものは、乃ち此モンゴリアン問題にして、今日に於て決して軽々に観過すべからず、宜しく日本人は果して蒙古人種なるか、将来在留日本人を如何せんとの二問題を研究せられん事を望むと、悲憤慷慨、殊に米国人の日本人を遇するの陽厚陰薄なるを述ふる所、一條の逃路なり、極めて人を感動せしめたりき、兎角する中村針氏の下壇を促せしを以て、氏は拍手喝采の中に其局を結べり

来会者は50名。提訴したままで帰国する無念さを訴えながら、下壇を促されるまで、「モンゴリアン問題」が将来にわたって我々日本人の頭上に重たくのしかかってくることを警告している。だからこの問題解決のための研究をゆめゆめ怠ると宿題を課していった。留別の会の最後に、福音会会員の岡部健太郎と美山貫一両氏が立って「我等日本人の奪攘せられたる権利を回復するの端緒を開かん」<sup>(8)</sup>としてくれた吉川の努力に感謝の意を表している。

後髪をひかれるおもいで10月2日に帰国した吉川は、出身地の大阪におちつかないで東京から国内に向けて次々に行動をおこしている。

まず10月19日に、東京の民権演説会のメッカともいえる江東の井生村楼で「蒙古人事件」について演説している<sup>(9)</sup>。「日本人種が果して蒙古人種なりや否やを決するは、実に日本人種権利の消長に關すること大」といって、在外日本人の権利にかかわることを強調している。もし米国において支那人放逐が続くなら、支那人の業務は「漸く日本人の手に帰する」ことになるが、相貌が蒙古人種に似ている日本人も、「第二支那人」という待遇をうけること「今日に於て敢て予言し難きにあらず」。だから排斥の対象にならない今こそ、蒙古人種でないことを訴訟をもって確定しておくことが得策なのだとして聴衆に訴えている。元来米国の法律は「目撃したる事実を以て証拠の最強なるものとなす」ので、ウェブスターの字書に日本人は蒙古人種だとあっても、我々が事実をもって主張していけば、充分勝利を得る可能性があるという強気の発言をしている。吉川のいう事実とは何かといえば、「日本人種は不進歩の民にあらず」ということを、

実践をもって示せば足りることとしている。さらに吉川は、この問題解決は日本人の権利という視点からいえば、「條約改正の比のみならざる」ほどの重さを持っていると続けている。だから日本国民として力を尽すべきだとの論になる。

吉川はこのあと続けざまに演説をしまわっている。浅草の鷗遊館のあと、11月2日には木挽町厚生館で、同じテーマで演説している<sup>(10)</sup>。

「現世界は人種の競争」社会であるとの認識のもと、在米の日本人は「現状は殆んど第二の支那人視」されている状況を伝え、支那人のように将来排斥されるような事態になったら「国体の栄辱に関する」だけでなく、日米間の貿易にも影響を及ぼすことになることを、危機感をもって警告を発している。そして最後に、「日本人は決して不進化の人民に非らず、万国の人民にも卓絶して進化著しき人種なることを証明せんとする」のが、私の目的だと主張して論を結んでいる。日本人の優秀性を脱亜の中で証明しようとする論理であった。支那人のように扱われたら、「国体の栄辱」にかかわるとの認識に、吉川のナショナリズム的意識をみることが出来る。国会開設の前年で、大隈の条約改正案への反対運動が激化し、その大隈が襲われる社会的環境の中で、吉川のこうしたアピールにどんな反響があったのだろうか。具体的な事実を示すことはできないが、「国体の栄辱」との視点からいうと、民権活動家の国家意識や民族意識に大いに働きかけたのではないか。

こうした言論活動を精力的にこなす一方、吉川は、次の手段として東京の小石川区表町に「蒙古人事件事務所」を、5名の同志を得て開設し、米国太平洋沿岸に在留する日本の同胞のための「共教会」と「矯風会」設立を目論んだ。その設立趣意書は次のとおりである。<sup>(11)</sup>

#### 資料7 蒙古人事件についての共教会と矯風会設立趣意書

蒙古人事件ニ付共教会及矯風会設立趣意書

蒙古人事件ニ付日本人種ノ詞訟ヲ提起スル所以ノモノハ、米国カリフォルニア州政府ニ於テ我日本人種ハ蒙古人種ト同シク、米国ノ風俗ヲ壊乱シ、米国ノ文明ヲ妨クル有害ノ人種ト認ムト雖トモ、我日本人種ハ専ラ進化ノ人種ニシテ、常ニ徳義ト権利トヲ重ニスル特種ノ大和人種ニシテ、決シテ蒙古人種ニ非サルコトヲ世界ニ発表センコトヲ期ス

現今米国太平洋海岸ニ在留スル五千有余ノ我日本同胞兄弟ハ、往々貧窮ノ為メ遂ニ言フ可ラサル所為ニ陥ルモノアリ、元来北米合衆国ハ新開ノ国ニシテ、万国人民ノ集合スル所ナレハ国内ニハ英国人モアリ仏国人モアリ魯国人モアリ曼国人モアリ、其他数多異様ノ国人在留セリ、然レトモ我日本人ヲ除クノ外、彼等ハ大率各自共教会又ハ矯風会ヲ設立シテ、互ニ相扶助シ互ニ矯正シ、以テ自ラ重ンジ自ラ治メ、専ラ自国人ノ品位ヲ高尚ニセンコトヲ務ム、殊ニ彼ノ支那人ノ如キハ各人ノ常ニ賤シム所ナリ、就中米国人ハ見テ以テ野蛮蒙昧ノ人種トナス、然レトモ尚ホ且ツ共教会ノ設立アリテ、互ニ相扶ケ互ニ相救フコトニ

注意セリ、然ルニ独リ我日本同胞兄弟ハ前述ノ如ク多数ノ在留者アルニモ拘ハラズ、団結ノ姿ナク、各自其為ス所ニ任セ所謂自暴自棄ノ有様ナリ、故ニ偶々意外ノ不幸又ハ疾病ニ遭遇スレハ、自ラ救フコト能ハス、直チニ該国貧病院ノ治療ヲ仰キ、又死スレハ直チニ同国政府ノ為メニ葬儀ヲ営マルム等、浅間敷境域ニ陥ルモノ多シ、又近来ニ至テハ我日本同胞兄弟ノ該院ノ治療ヲ乞フ者、其数益々多キヲ加ヘ、為メニ同院ハ容易ク之ヲ承諾セスト聞ク、嗚呼郷土ヲ同フスル者憂国ノ志士タル者、誰カ之ヲ傍観スルニ忍ヒンヤ、蓋シ一國ノ体面ヲ汚シ一國ノ品位ヲ低落スルニ至レハナリ、余輩聊カ此ニ感スル所アリ、奮ッテ之カ救済ノ方法ヲ設ケント欲ス、其方法左ノ如シ

第一 北米太平洋海岸ニ在留スル五千有余ノ我日本同胞兄弟ノ団結ヲ謀リ、互ニ其風俗ヲ正シ互ニ其権利ヲ主張シ、以テ以テ自ラ重ンジ自ラ治メシムルコト

第二 第一法ヲ施行スルニハ共教会及矯風会ヲ設立スルコト

其レ如此ニシテ爾後、日本人婚姻事件ニ人種ノ詞訟提起ノ決心ナリ、若シ然ラサレハ我日本人種ハ蒙古人種ニ非ルノ例証十分ナラス、随テ我日本人種ハ進化ノ人種ニシテ徳義ニ富ミ権利ヲ重ンジ自治ニ勇ナル人種タルコトヲ確定スルニ不十分ナルカ故ナリ

以上ノ理由ニ付、我日本同胞兄弟諸君、幸ニ賛成セラレ、応分ノ助勢アランコトヲ冀望ス

詳細ノ理由事実ハ蒙古事件ト題スル書ニ記ス

明治廿二年十一月

小石川区表町五十九番地

蒙古人事件事務所

右發起人

吉川 巖

天野 正民

江守 節

伊藤米太郎

石毛 直司

御沓久太郎

例によって、日本人種は「進化ノ人種」で、「常ニ徳義ト権利トヲ重ンスル特種ノ大和人種」であると前置きして、万国人民の集合している米国社会の中であって、日本人だけが「団結ノ姿ナク、各自其為ス所ニ任セ、所謂自暴自棄ノ有様」を呈していることを憂えている。たとえば日本人が罹病したらどうなるか。「貧病院」の治療をうけるしかなく、それも数が増えてきたために治療も入院も容易ではなくなっているのが現状である。そこで「郷土ヲ同フスル者」、「憂国ノ志士」に向って、このままでは「一國ノ体面ヲ汚シ、一國ノ品位ヲ低落」させること

になり、「蒙古人事件」の最大の障害ともいえる支那人と同一視される原因にもなりかねないというのが吉川のいたいことであった。そうならない環境を在米邦人社会につくっていかなければならないと、①邦人の団結をはかること、②風俗を正すこと、③権利を主張することを実践することで、日本人の自治を獲得していくとの目的をたて、その実現のための共教会、矯風会の設立を呼びかけた。これが具体化されなければ日本人婚姻事件も、大学入学をめぐるの詞訟事件も、論拠が薄弱で勝てないと、吉川は踏んでいたからこそ、日本国内に事務所まで開設して取り組む決意を固めたのであろう。そのためには同志を得、広く理解者を増やし、自分が途中で残してきてしまった裁判闘争を海を隔てて支えていこうとしたのではなかったか。

団結や権利の主張という点からいうと、1887年3月には、300人も会衆を集めて「在桑港同胞親睦会」が福音会会堂で実施されているし、88年1月には愛国有志同盟会が結成されているし、89年3月には婦人慈善会が組織され、それなりの活動を展開していた。吉川は「蒙古人事件」解決のために東部からわざわざ西海岸へ飛びこんできた人物だったので、サンフランシスコやオークランド等でのこうした大小さまざまな日本人の団体を知悉してなかったことが推測される。福音会や愛国同盟の両団体にかかわっていた大沢栄三らと手が組めなかったのも、ひとつには情報不足が原因だろう。ただ、これらの諸団体も群雄割拠はしていたが、絶えず離合集散をくりかえしていたために、吉川のいう団結・風俗・権利の三位一体の運動が展開可能な組織は生れなかった。

共教会、矯風会設立の背景には、「五千有余ノ我日本同胞兄弟」の社会に、こうした組織を生みだそうという意図があった。法廷闘争からはじまり、内外とも言論活動へ、さらに共済活動と続く吉川の粘り腰は相当なものである。発起人に名前をつらねた吉川以外の天野正民、江守節、伊藤米太郎、石毛直司、御沓久太郎の5人については、いまのところ全く正体はわかっていない。渡米経験者であるかどうかも確認はとれていない。場合によっては、サンフランシスコからの告文に代言人組合の意見を聞くべしとの記述があったところから推して、代言人資格所有者である可能性もある。それに、共教会や矯風会がその後どんな活動を展開したのかどうかについても、未確認である。ただし、91年にはサンフランシスコの各団体が大同団結して「大日本人会」結成にこぎつけているし、92年には日本人病院を創設しようとの動きもある。

最後に吉川はダメ押しのかたちで、1890年(明治23)3月、「其の顛末を根拠とし、米国の建国より、白哲人種の政略、支那人の情況、之に対する法律、日本人種確定の訴訟提起の理由」を詳論した書物を出版した。題名はそのものズバリの『蒙古事件』<sup>(12)</sup>という。出版元は「小石川区表町五十九番地、日本同志会」とあるので、前年設立した同番地の「蒙古人事件事務所」が公刊した。おそらくこの番地に吉川が住んでいたのであろう。このように帰国してからの吉川は、自宅を事務所や出版元にして八面六臂の活動を展開していた。ただ、出版された著作も含めてこうした彼の運動の成果は、いまのところ不明である。米国の大審院での裁判も、



吉川の帰国後はどうなってしまったのか。これも残念ながら未確認である。

しかし、吉川の投げかけた問題は内外ともに大きい。出稼ぎ労働者・移民・政治的亡命者・留学生・商工農業の研修生・キリスト者（内村鑑三、本多庸一、押川方義等）・いわゆる知識人や政治家・官吏（馬場辰猪、大石正己、新渡戸稲造、片山潜、島田三郎、高橋是清、陸奥宗光、尾崎行雄等々）など、1880年代から90年代にかけて、日本人という目でアメリカを見、日本人という立場で生活をし、学習し、労働し、運動をしてきた彼らにとって、アメリカ社会がシナ人排斥から日本人排斥へ転化する、その過渡期の中で、じわじわと迫ってくる排斥の萌芽はどんなふうに見えたのか。我身を取りまく厳しい社会的環境が、吉川が自らの体験をもとにあばいたセンセーショナルな事件を介して浮かびあがってきたはずである。そのことがどんなに大きな深い根を持っているかは、在米邦人にとってはまだ十分に自分の問題としてつかみきれていなかったが、そのもどかしいような感情はうつうつと持っていた。多くの在米邦人は混沌とした無形の不安の中で生きていたのではないだろうか。吉川が掲げた米国への抗議のアドバルーンは、そうした数千人からの日本人の無言の悩みをストレートに表現したといえる。ただ日本人が大量に入りこんでいたサンフランシスコ湾岸地域にもとから生活の根をはって生きていた連中からの声でなかったがために、拡声することができなかったのが、この運動がいまひとつ盛り上りを欠いた原因といえる。それはまた国内での活動にもあてはまる。吉川が刊行した『蒙古事件』の原典が確認できていないので、その内容も論評できないが、おそらく期待したほどの反響はなかったのではないか。当時帰国して活動を続けていた民権派青年（畑下熊野、中島半三郎、中西元治郎）らとの接触もなさそうである。とくに畑下は、1891年（明治24）に自由党の事務担当として『自由党々報』の発行にかかわっているが、吉川の動きにほとんど関心を示していない。その中ではしきりに殖民論を載せ、あおってはいるが、吉川や大沢らの提起した問題はほとんど素通りであった。この部分での共鳴がなかったのも、両者の運動の弱点であった。いわば1890年以降は、完全にエアークケットに入ってしまったのである。

#### 註

- (1) 前掲「桑港法律大学校日本人の入学を許す」
- (2) 同前掲。この記事によると「吉川氏は同校にて一旦入学を拒絶されたけれども、一年半を経過せるの後、俄然入学を許されたれば」とあり、1888年から入学拒絶にあっているようにとれる。「一年半」というのは間違いと思われるが、不明。
- (3) 同前掲
- (4) 阪田氏前掲論文 124頁
- (5)(6) 阪田氏前掲論文 87頁
- (7)(8) 前掲「福音会沿革史料」1889年9月7日の記録
- (9) 「蒙古人事件の演説」（『朝野新聞』明治22年10月22日）。なお同年10月17日の『東京日日新聞』では、演説会の会場は「江東中村楼」になっている。
- (10) 「蒙古人種事件の演説」（『朝野新聞』明治22年11月5日）
- (11) 国立歴史民俗博物館蔵

- (12) 前掲「米国の『蒙古人事件』問題化す」(『中外商業』明治23年3月18日)  
(13) 板垣退助「殖民論」(『自由党々報』11号 明治25年4月27日), 立川雲平「海外殖民論」(『自由党々報』24号 明治25年11月10日)

## 8. ハワイにおける「参政権回復建白書」事件と「参政権」

最後に、1893年(明治26)、ハワイ革命の際におこった日本人参政権回復運動をみてみたい。というのは、この運動に当時アメリカ西海岸にいた愛国同盟所属のメンバーが乗り込んで、指導的役割を果たしていたことと、ハワイでもまた、支那人排斥の動きがあり、それとのからみで出稼ぎ日本人差別が助長されはじめていたという状況がみえるからである。

そもそもハワイへ日本人が移民として渡ったのは、いわゆる「元年者時代」といわれるように、1868年(明治元)の153人が嚆矢で、71年(明治4)には日布修好条約が締結され、以後、カラカウア王の親日政策もあって、日本人のハワイ移民が再三、ハワイから要請された。本格的な移民がはじまるのは、日本が農村不況に苦しんでいるさなかで、全国各地で困民党や負債農民騒擾が頻発している1885年(明治18)からで、「官約移民時代」(1893年まで)といわれ、都合26回も日本とハワイ間に船が往復し、2万9,000人余の日本人がハワイへ渡った。この時期にホノルルに領事館が置かれ、ハワイ政府もまた日本移住民局を設置し、86年には正式に「日布渡航条約」が締結された。ただ、十分な態勢を整えて受け入れているわけではないので、出稼ぎ労働者の待遇をめぐる各地で問題が生じ、日本人労働者の一斉ストライキがたびたびおこった。「保障なき棄民の時代」とか、ホノルル日本人社会の「暗黒時代」といわれる時代<sup>(1)</sup>でもある。その後は、94年のハワイ共和国樹立後の「私約移民時代」、1900年からの「自由移民時代」、1908年からの「呼寄移民時代」、1924年からの「移民禁止時代」、戦後の「割当移民時代」へという経過をたどる。

ところで、ここで問題にするのは「官約移民時代」のことで、日本人をめぐるハワイ政府の対応が大きく揺れ動いた時期であった。同時にハワイの政治の内情もまた、王党と民党とがはげしく政権をひっぱりあい、政権基盤が動揺した時代であった。

このような背景の中で日本人参政権の問題が顕在化するが、それはハワイの政治状況と密接にかかわっている。次に歴史的経過をたどってみる。

1887年(明治20)6月30日、ホノルルで、ハワイ政府と王政の腐敗を糾弾し、憲法改正、内閣更迭を叫んだ2,500人もの大集会が開かれた。そこには米国人をはじめ、イギリス人、ドイツ人、ポルトガル人にまじって支那人と日本人も参加していた。この時の決議をうけて、国王は権力を投げ出す事態に追いこまれるが、結局王制は維持し、ギブソンにかわってグリーン新内閣を発足させる。この内閣は、ハワイ人を排除した白人主導の政権であり、改正した憲法は「極めて民権を伸張し、王権を減殺したるものにて、名は王国なれども実は共和政治の姿とな

(3) れり」といわれるほど、民主主義国家体制に変革された。とくに国会の構成については、官選議員の貴族と、公選の通常議員とで構成されていたのを、貴族も民選にして、純然たる民選議院となった。『時事新報』では、こうしたハワイの政治変革を伝え、「免に角、今度の内閣更迭は日本移住民に取りては益あるも、不利なる事ハなかるべしとのこと」と、評価していた。<sup>(4)</sup>

ところが、米国や英・独などの忠告をうけて改正した憲法には大きな落とし穴があった。日本人の選挙権について、180度後退してしまったのである。旧憲法下では「瘋癲白痴でない男性臣民」で、一定の不動産を所有するか、あるいは一定の歳入の得ている者ならば、人種を問わず選挙権・被選挙権を与えられていた。ただし、被選挙権については在住が3カ年以上、選挙権は1カ年以上との条件がついていたが、官約移民で渡った日本人労働者も、こうした条件さえ満足していれば、当然適格者であった。しかし、新憲法では、選挙権・被選挙権にも「ハワイ・アメリカ若しくは欧州人種である男子でなければ」との条件が附加されていたのである。最初の移民たちは、選挙権は有資格で、被選挙権についても後一年経過すれば資格を持てるという時点での憲法改悪であった。87年の時点で約3,000人の日本人の参政権が、この憲法改正で剥奪されてしまったのである。その裏には、日本人の2倍もいる支那人の権限阻止があったことは推測できるが、いずれにしても、ここで参政権を失ったことは大きい。この屈辱的な待遇に「官約移民渡航条約の締結者である井上外務卿は、一片の抗議も行わずして、この大事件を見送り、翌一八八八年（明治二十一年）に大隈伯が外相になってから、熱心に交渉したが、時すでに遅く遂に成功しなかった。当時のハワイ在留日本人は、まだ移住以来日が浅く、適当な指導者もなく、かつ日本放府がその当時これにふれることなく見送ったので手の施しようがなかった」との指摘があるように、日本の外交政策の力不足は否めなかった。<sup>(5)</sup>

同じ頃、在米民権家たちは、サンフランシスコを中心に日本人愛国同盟会を結成し、明治専制政府をはげしく批判する政治活動を展開していたが、ハワイのこの事態には、遠くから切齒扼腕していただけなのであろうか。それとも無関心だったのだろうか。この時点での連帯・支援の動きはない。

翌88年5月からのハワイの国会では、予測されたことであるが、「支那人移住制限法」が取り上げられている。その制限法の根源に「亜細亞人拒絶党员」が1,600名もの署名を集めて提出した請願書があった。<sup>(6)</sup>そこには「亜細亞洲人の移住は以来一切制禁すべし」の一条が入っていた。参政権剥奪の影響は直接的なかたちで表面化したのである。最終的にはこの請願書は採択されず、支那人（清国人）追放の憲法追加案も否決されたが、論議の中では、「日本人はモンゴリア人種なり、而して此に清国人とあるはモンゴリア人種の男女苗裔を総称するものとせば、日本人も亦此に包括せらるゝ如き意味」になるのではないかとの意見が出され、アメリカ西海岸での「蒙古人事件」と相前後して、ハワイでもまた、支那人や日本人差別のひろまりの中で「モンゴリア人種」論が語られていたことになる。同年11月22日には政治改革を目的とし

た「政治会」<sup>(8)</sup>がハワイで設立されているが、具体的な活動内容は不明である。

次に大きくハワイ政権が動くのは、1893年(明治26)1月のことである。リリオカラニ女王の専制に反抗した革命派が、ついに王制を打倒し、樹立した臨時政府がアメリカとの合併に動くという新しい事態が出現した時、日本人自らによる参政権回復運動が、5年間の沈黙を破って盛り上がったのである。最初に声が上がったのはホノルルとヒロ市の日本人同盟会のようである。内田重吉を会長にし、大槻幸之助らハワイにあって移民生活の苦勞を体験していた連中と、参政権を回復できる絶好のチャンスと、サンフランシスコから乗り込んできた在米日本人愛国同盟総代(菅原伝、井上平三郎、神尾敬介、桜田孝治郎)とが合同して、伊藤博文総理大臣にあてて、一通の建白書<sup>(9)</sup>を提出した(3月15日付)。愛国同盟の4人はちょうど1カ月前(2月15日)に、ハワイに入国していたので、両者の討議は30日ほどしかなかったが、こうした運動に慣れていた愛国同盟の指導もあって、短期間に建白書をまとめあげることができた。それも愛国同盟員を除く63名もの署名つきということを考えれば、市民権ともいえる参政権を奪われたハワイ在住日本人の5年間の憤懣の鬱屈が表出したということがいえるだろう。

ほぼ同文の建白書がその翌日(3月16日)付で、「自由党総理板垣退助」と「外自由党諸先輩」<sup>(10)</sup>にあてて、愛国同盟員4名の名で送られた。明治政府と民権派(といっても、1880年代の民権活動とは様変わりしているが)のトップにあてて、同時にハワイから建白書が差し出されたのである。自由党にあてたのは、愛国同盟のかつての同志の畑下熊野が党内で中核的な立場にいたことと、その畑下を中心に同盟員で帰国していた仲間が「在米同盟員を代表し、運動を試み」ようと結成した「愛国同盟倶楽部」(1886年1月結成)が、自由党院外団の一員として名をつらねていたからでもある<sup>(11)</sup>。

明治政府は二国間の国際的関係を踏まえて動いてほしいし、自由党へは内外を結ぶ同志としての連帯と政府への働きかけを期待していたのであろう。

ここでは『布哇五十年史』(森田栄 1915年(大正4)9月20日)・『ハワイ日本人移民史』(布哇日系人連合協会発行 1964年4月20日)・『ハワイ島日本人移民史』(ヒロタイムス発行 1971年6月20日)などには紹介されていない「建白書」の全文と、最後に付された署名者全員の名前と出身地を紹介しておく。

## 資料8 ハワイの「参政権回復」を求めた建白書

### 建 白 書

布哇国在留日本人等謹テ書ヲ裁シテ内閣諸公ノ閣下ニ呈ス、願クハ覽觀ヲ賜ヘ

夫レ布哇ノ国タル赤道ヲ左ニシ北極ヲ右ニシ背ニ米國ヲ負テ斜ニ日本ニ面ス、其地勢ヲ問ヘハ、曰ク大太平洋ノ関門ナリ、其地位ハ則チ万国通商ノ要路タリ、況ンヤ海底電線ハ布設セラレ、ニカラガノ運河竣功ヲ告クルニ至テハ、其大太平洋貿易ノ一大中心点タラントス

ルハ明ナリ

真ニ之レ大洋ノ中点ナリ、海洋貿易ノ要島ナリ、サクソン民族ノ鋭眼夙ニ早ク此土ヲ射リ、チュートニック人士ノ鉄腕將ニ此地ヲ制セントス、米アリ英アリ独アリ仏アリ、異種雑族混動錯乱、其位置ト其地勢ハ既ニ布哇ノ孤島ヲ驅テ至大至重ノ政治焼点タラシメタリ  
 島嶼八個南北三百里、サンドウィッチノ群島相連テ大洋中一王国ヲ形出ス、土壤ノ耕作ニ足ルモノ拾二億五千万坪、而シテ其人口ヲ算スレハ大凡九万五千人ニシテ、之ヲ更ニ国別スレハ、土人四万、日本人二万、支那人二万、葡萄牙人一万、米人二千、其余ハ英独仏雜人種ナリ、然リ而シテ尤モ其勢力ノ猖獗ナル者ハ欧米人種ナリトス、大厦堂々空ニ聳ユルモノアリ、曰ク欧米人ノ第宅ナリ、眼界渺茫千里ヲ蔽フモノアリ、曰ク欧米人ノ田園ナリ、実ニ彼等ハ布哇ノ農工商ニ於ケル好地位ノ専領者ト云フモ敢テ不可ナキナリ、実ニ彼等ハ好地位ノ専領者ナリ、僅カニ布哇人口九分一強ノ衆ヲ以テ人ノ土ヲ踏ミ、人ノ国ヲ犯シ、其勢力ノ猖獗ナル、恰モ無人ノ境ヲ蹂躪スルカ如キハ、豈一種強大ナル潜勢力ナクシテ夫レ此ノ如クナランヤ、深ク彼等ノ裏面ヲ察スレハ、果シテ政權ナル一大利器ニ依テ、此幾多ノ勢力ヲ獲取シタルヲ見ン、彼等已ニ此無限ノ政權ヲ有ス、故ニ一喝以テ八島ノ山河ヲ震撼スヘク、叱咤以テ十萬ノ衆ヲ驚破スルニ足ル、殊ニ米人ノ如キハ、僅ニ二千ノ衆ヲ以テ縦横此国土ヲ左右スル所以ノモノハ固ヨリ、彼等カ進取ノ氣象ト本国政府ノ後援トニ依ルト雖モ、抑モ亦早ク已ニ政權ノ利器ヲ獲取シ、之ヲ利用シテ巧ミニ他ヲ圧シ、自ラ其地位ヲ高ムルニ非スンハ、豈能ク此ノ如クナランヤ

翻テ我日本人ノ地位ヲ見ルニ、愛国ノ表情ハ生等ヲシテ転タ慨嘆、措ク能ハサランシメ、敢テ尊嚴ヲモ顧ミス、聯カ微意ヲ陳シテ内閣諸公ノ英断ニ訴ヘント欲ス、則チ布哇国ニ於ケル我日本人政權ノ参与是ナリ

生等今二万有余ノ同胞ヲ此土ニ有ス、是レ人口上ヨリ論レハ、布哇国々勢ノ四分ノ一ヲ占ムルモノト云ハサルヲ得ス、且ツ労働者トシテ其体力及ヒ智力ヲ較スルモ、豈葡萄牙人、土人等ニ降ル者ナランヤ、更ニ進テ殖産上ヨリ見ルモ、日本人カ農業ニ於ケル勢力ノ如キハ、布哇全島ノ財政ニ大關係ヲ及ホスモノニシテ、是レ我カ同胞二万有余ハ布哇国ノ一大要素タリト云フモ、敢テ過言ニアラサルナリ

我同胞ハ実ニ布哇国ノ一大要素タリ、然ルニ、我同胞カ依テ以テ權利ヲ伸べ、依テ以テ生命財産ヲ保護シ、金城鉄壁トスル所ノ政權ニ於テハ、毫モ喙ヲ容ルム能ハサルモノハ何ソヤ、政權参与ノ權ヲ有セサレハナリ、噫我在留二万ノ同胞ハ自カラ生命財産ヲモ保護スル能ハス、坐作進退一ニ彼欧米人等カ規定セル法律ノ下ニ屈服シ、遂ニ彼等ト等一ノ地位ヲ享有スル能ハサルモノハ何ソヤ、是レ全ク日本臣民タルノ地位ヲ失墜セルモノナリ、我大東日本帝国ノ国辱豈此ニ過クルモノアランヤ

先キニ革命ノ乱発スルヤ、彼欧米人等ハ皆争フニ熱血ヲ以テシ、畢生ノ智勇ヲ奮テ此変

ニ当レリ、彼等カー挙一動ノ駿速ナル迅電耳ヲ蔽フニ暇アラス、直チニ使節ヲ米国ニ馳セテ合併ノ策ヲ講シ、王冠ヲ剝奪シテ陛下ヲ便殿ニ幽ス、何ソ其傍若無人ナル此時ニ當リ、我日本人ノ状態ハ奈何、其利害ノ関スル所ヲ論スレハ、豈欧米人ノ下ニ立タンヤ、而シテ此危急存亡ノ秋ニ際シ、傍觀袖手寂然声ナク、奮然身ヲ欧米人ノ間ニ投シテ大ニ快腕ヲ試ミル能ハサリシモノハ何ソヤ、是我日本人ハ毫モ政權ニ参与スル能ハサルカ為メナリ

茲ニ既往ノ歴史ニ照シ、現在ノ事件ニ鑑ミ、将来ノ大勢ニ察シ、生等ハ確信ス、我日本国民ヲシテ地歩ヲ海外ニ高メ、其勢力ヲ拡充セント欲スレハ、断シテ政權ヲ掌握セサルヘカラス、然ラハ則チ何ノ時カ以テ之ヲ期スヘキ

生等熟々日布国際間ノ歴史ヲ案スルニ、明治四年初メテ修好條約起リ、同十九年移住民條例締結セラル、我國民タルモノ須ラク奮テ当時早く已ニ政權ヲ掌握スベカリシナリ、而シテ空シク一着歩ヲ誤レリ、延イテ廿四年ニ至リ、條約ノ期已ニ満チ、一大革新ノ時代ニ遭遇セシニモ拘ハラズ、再ヒ遂ニ此好機ヲ失シ、其政府ヲシテ却テ一層不利ナル法令ヲ発スルニ至ラシメタルハ、豈慨嘆ニ堪エヘケンヤ

嗚呼既往ハ奈何トモスヘカラス、要ハ唯タ今日ノ大好機ヲ失セサルニ在ルノミ、何ヲ以テ之ヲ謂フカ、曰ク今日布哇国ノ政治ハ其根底ヲ動乱セシニ非スヤ、女王ハ已ニ黜ケラレテ新政府建設セルニアラスヤ、王政ハ廢セラレテ共和政ト為リ、今將ニ強国ノ為メニ併吞セラレントスルニ非スヤ、此大革新ニ當リ内国政治上ノ組織カ其面目ヲ一新スヘキハ勿論、対外的條約ニ於テモ亦一大變動ヲ来スヘキハ諸公ノ賢明固ヨリ、已ニ熟知スル所、我大東日本国民カ奮然蹶起、滿腔ノ血性ヲ暴白シテ以テ彼ノ貴重ナル国政参与ノ權ヲ掌握スヘキハ、夫レ此時ニアラスシテ何ソヤ、若シ此一大好機ヲ失シ漫然遷延シテ米国カ此国土ヲ属邦トシ、或ハ保護国トナシ、憲法ヲ改正シ外交ノ方針ヲ変更シ、已ニ布哇国ニ於ケル各人種ノ權限ヲ確定スルノ後ニ至ラハ、如何ニ我日本人カ異議ヲ唱フルト雖モ、或ハ其動カス可ラサルノ難ヲ見ルニ至ルヘシ、縱令又布哇国ニシテ依然独立国タリトスルモ、已ニ其枢要ノ位地ヲ占メ、其勢力ヲ有スル者ハ彼欧米人ナルカ故ニ、我日本国ニシテ此革新變更ノ時機ニ乗シ、断然強硬ノ手段ニ依リ我日本国民ノ權利ヲ伸張スルノ策ヲ取ルニ非スハ、彼等ハ肆ニ法律ヲ規定シ、我日本人ニ対スル權利ノ如キ巧ミニ之ヲ制圧スヘキハ、布哇従来ノ歴史ニ徴シ、現今ノ状態ニ照シ昭々トシテ明カナリ、嗚呼今日ハ是レ我日本人カ布哇ニ於ケル參政權ヲ獲取スヘキ一大好機ナリ、要ハ此一大好機ヲ失ハサルニ在ルノミ

更ニ眼ヲ国家百年ノ大計ニ注キ、以テ外交ノ雄策ヲ論スレハ、彼米国ノ如キ墨国ノ如キ、將又濠州ノ如キ、是レ皆我日本民族カ後來大ニ殖民移住ヲ謀ルヘキノ地ナリトス、然ルニ若シ今日ニ於テ布哇国ノ政權ヲ掌握スル能ハスンハ、遂ニ五大洲至ル所ニ於テ我日本民族ハ到底政權ニ参与スルノ價值ナキ劣等人種ト断定セラレ、今日ヨリ一層甚シキ醜絶陋絶ノ状態ニ墮落セン、豈唯然カノミナランヤ、彼欧米人カ輕侮ノ念ハ我日本人カ数十年来熱望

セル條約改正ニテモ大関係ヲ及ホシ、我日本国々權ハ遂ニ彼欧米人ノ為メニ蹂躪セラルヘシ、豈慨嘆ノ至リナラスヤ

嗚呼布哇国二万有余ノ同胞ハ我大東日本国民ヲシテ、諸邦ニ其政權ヲ掌握セシムヘキ楷梯ヲ与フル好模範ノ地ニ立脚セルモノナリ、今日ハ是レ我日本民族カ其価値ヲ世界ニ発揚スヘキ千歳一遇ノ好機会ナリ、我大東日本国々權ノ消長ニ大関係ヲ及ホスヘキ至重至大ノ境界ナリ、若シ此時機ヲ失センカ我大東日本国民カ宇内ニ於ケルノ勢力ハ長ク社会ノ下層ニ沈淪シテ、遂ニ欧米人ト雄ヲ五大洲ニ相争フ能ハサルナリ、然レトモ我日本四千万ノ同胞ニシテ、朝トナク野トナク、異邦ニアルト本国ニアルトヲ問ハス、奮然蹶起強硬ノ手段ヲ取り、以テ大ニ運動ヲ試ミ、一度布哇ノ政權ヲ掌握セハ唯ニ布哇ニ於ケル在留日本民族ノ地位ヲ高メルノミナラス、実ニ日本国ノ国位ヲ宇内ニ高メルモノト云フヘキナリ

嗚呼布哇国ニ於ケル日本人政權参与ノ利害、日本国ニ関スル此ノ如ク大ナリ、是レ生等カ諸公ノ尊嚴ヲ顧ミス、敢テ建言スル所アル所以ナリ、諸公ノ英断、願クハ之ヲ容レヨ、恐惶謹言、頓首再拜

明治廿六年三月十五日

東京浅草西鳥越町十五番地寄留

神奈川県平民 中山 讓治

大阪市西区江戸堀北通三丁目百六十一番屋敷寄留

鹿児島県平民 小倉嘉一郎

大阪市西区幸町通五丁目廿二番地寄留

石川県平民 内田 重吉

横浜市野毛町四丁目四百六十二番地寄留

岐阜県平民 今西 兼二

横浜市老松町壱丁目十九番地

神奈川県平民 須藤鉄之助

兵庫県神戸市下山手通六丁目三百二番邸寄留

愛知県土族 杉山藤三郎

愛媛県伊予国越智郡今治町大字新町百十二番戸 平民

増田知次郎

京都市本郷区駒込東片町百二十六番地 平民

奥 亀太郎

大阪市西区江戸堀北通三丁目四十三番屋敷 土族

塩路周三郎

三重県伊勢国安濃郡津西檢校町十八番地 士族	浅生 光男
山口県大島郡小松開作村五百五十番地 平民	佐藤 好助
兵庫県下播磨国加東郡久下山村九番地 平民	小林参三郎
京都府下山城国紀伊郡字伏見町新町四丁目六番戸 平民	仲 貞之助
静岡県遠江国敷知郡新居町 平民	尾崎 三七
大阪市東区高麗橋通三丁目百二十四番邸 平民	米津 大濤
神奈川県下横浜市真砂町二丁目廿六番地 士族	加藤 秀平
愛媛県伊予国北宇和郡吉田町 士族	芝 染太郎
和歌山県有田郡八幡村 平民	笠松正之助
長野県下伊奈郡飯田町 平民	小林 奨
長崎県長崎大浦字田町三百四番戸 平民	平田千代吉
大分県大分郡大分町三百三十六番地 士族	足立 豊
大阪府大阪市西区江戸堀南通一丁目三十三番邸 平民	松村千二郎
鹿児島県薩摩郡隈ノ城村字向田二百十六番地 平民	橋西清一郎
熊本県熊本市迎町二百六十三番地寄留 熊本県平民	佐藤 祐之
鹿児島県蛤良郡加治木村字反土百八十五番地 士族	鹿屋 武二
千葉県下上総国上埴生郡旧長南元宿 平民農	



	小倉雄之祐
石川県金沢市上伝馬町十九番地 士族	
	大原等太郎
長野県上伊那郡赤穂町 平民	
	中城 麟吉
東京市芝区西応寺町五十三番地 平民	
	筒井正太郎
京都府下山城国相楽郡祝園村 平民	
	井上松之助
岐阜県美濃国不破郡今須村 平民	
	柴山 得造
山口県玖珂郡灘村大字藤生 平民	
	竹中 清槌
同県 同郡 藤谷村大字大根川 平民	
	迫田吉三郎
同県 同郡 灘村大字藤生 平民	
	野坂治三郎
神奈川県相模国高座郡橋本村 平民	
	矢嶋房次郎
東京赤坂区青山南町六丁目一番地 平民	
	上村林之助
福岡県筑前博多鱒町 平民	
	新原 助次
東京市下谷区西黒門町第五番地 平民	
	二引惣次郎
京都市下京区新門前通小堀東二入松原町袋町第三十番戸 平民	
	吉田 源造
広島県安芸郡仁保島村 平民	
	太田峰三郎
岩手県陸中国盛岡 平民	
	白畑小兵衛
広島県同市河原町 平民	
	吉田 松造

同	平民	寺川勇次郎
東京市京橋区八官町十六番地	平民	古谷 駒平
大阪市西区北堀江壹番町	平民	日下亀次郎
神戸市福原町三番地	平民	北村覚三郎
東京市本郷区本郷森川町一番地	平民	平野 岩吉
愛知県三河国幡豆郡一色村七百六十三番地	平民	清水 安次
佐賀県藤津郡西嬉野村	士族	大野槌太郎
大槻幸之助	小野目文一郎	
若元亀之助	小林 静助	
煤孫竜之助	中司 補助	
島田弥太郎	四本 恭大	
秋元初右エ門		
外ヒロ在留日本人有志者総代		
宮城県陸前国柴田郡金ヶ瀬村	平民	富川 勇藏
宮城県陸前国牡鹿郡荻之浜村	平民	阿部 利造
広島県同市愛宕町百九番地	士族	山下熊次郎
同 県同市河原町三百八十七番邸	平民	永谷 祐三
同 県佐伯郡地御前村	平民	小林卯之助
同 県安芸郡仁保島	平民	上本 甚助

在米日本人愛国同盟総代

宮城県遠田郡涌谷 平民

菅原 伝

同

新潟県高田 士族

井上平三郎

同

石川県金沢市中堀川町 士族

神尾 敬介

同

宮城県仙台市東七番丁六十番地 平民

桜田孝治郎

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文殿

68人の署名者の内訳（不明の9人を除く）をみると、広島（7人）をトップに東京（6人）、宮城（4人）、神奈川（4人）、大阪（4人）、山口（4人）となり、各3人が石川・京都・鹿児島、各2人が長野・岐阜・愛知・愛媛で、あとは岩手・新潟・千葉・静岡・和歌山・三重・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分の各1人である。それに出身は平民が46名、士族が12名、不明1名という割合になっている。東京の寄留者を除くと、広島・宮城が多いことに気がつく。ただ各県1人というのもあり、全国各地からの渡航者がいることがわかる。

次に内容の概要をみることにする。

ハワイにあって人口の4分の1を占めている2万人余の日本人は、人口、体力、智力、殖産上の面で「布哇国ノ一大要素」となっているにもかかわらず、その地位は低い。「自カラ生命財産ヲモ保護スル能ハス」、その進退は「欧米人等カ規定セル法律ノ下ニ屈服」するしかない。まさに奴隷社会とかわらないではないか。これでは「大東日本帝国ノ国辱」というものだ。なぜこんなに地位が失墜しているのか。それはひとえに「政権ニ参与スルノ」権利をもっていないからだ。

いまハワイの政治は根底から崩れようとしている。王政が廃止されて共和政となり、アメリカという強国に併呑させられようとしているいまこそ、「奮然蹶起、満腔ノ血性ヲ暴白シテ、以テ彼ノ貴重ナル国政参与ノ権ヲ掌握スヘキ」時だ。「強硬ノ手段」を使っても「権利ヲ伸張」させる策を取らなければいけない。

もしこの「大好機」をのがすと、「国家百年ノ大計」にかかわり、とくに殖民移住の問題では五大州のいたる所で、日本人は「到底政権ニ参与スルノ価値ナキ劣等人種ト断定」されてしまうことになる。それはひいては、悲願ともいえる条約改正にも関係し、「日本国々権ハ遂ニ

彼欧米人ノ為メニ蹂躪」される。「国権ノ消長」にかかわることなので、内外国民あげて運動に参加すべきなのだと言っている。

この建白書作成や署名を集め、日本の国内へ向けてのアピール、日本の政治団体とのつながりなどの行動面と、参政権を民権とみないで「国権ノ消長」と位置づけている建白書の内容をみると、たしかに、有泉貞夫氏がいうように「政治活動の展望を閉ざされようとしていた米国西海岸の青年たちには、ハワイのこの運動が、民権および国権への想いを二つながら注ぎこめる新戦場と見えたのだらう<sup>(12)</sup>」との見方が首肯できる。サンフランシスコに残っていた愛国同盟員も、どこかに出口を探していた。建白書を提出して2カ月後に帰国した菅原伝が、「布哇問題<sup>(13)</sup>」と題して自由党事務所で演説するのも、また『党報』に「布哇論<sup>(14)</sup>」と題して論説を掲載するのも、同年9月に『新紀元』と題する雑誌を発行するのも、みなこの延長上にある。このプロセスの中で『官約移民』制度に替えて、自分たちが移民事業をおこすことを思い立った<sup>(15)</sup>と、有泉氏は指摘している。私的移民時代、送り出す側の移民会社は愛国同盟員が設立していくが、その事業の発起の裏側にかれらのハワイでの運動の体験があったことは確かであろう。

ただ、ハワイでの参政権回復運動は、愛国同盟員の視点や思惑とは違った側面があった。それは、3月の建白書から半年以上も経って10月、11月、12月とたて続けに提出された独自の3通の建白書<sup>(16)</sup>の内容からうかがうことができる。その建白書とは、次の3点である。

①「布哇国政権参与之義」についての建白書

- 布哇島日本人同盟会委員・岡部次郎外10名
- 内閣総理大臣伊藤博文宛
- 明治26年10月9日

②「軍艦派遣之義」についての建白書

- 布哇国在留有志者総代・杉山藤三郎外101名
- 内閣総理大臣伊藤博文宛
- 明治26年11月1日

③「布哇国政権参与之義」についての建白書

- ホノルル府日本人同盟会代表者・大野権太郎外9名
- 帝国外交官藤井三郎宛
- 明治26年12月11日

ここでは、ハワイ島ヒロ市の日本人同盟会の有志11名が、独自に伊藤博文にあてて提出した建白書<sup>(17)</sup>を紹介しておく。日本人同盟会は最初ヒロ市に<sup>(18)</sup>結成され、その後ホノルルへ発展し、本部をホノルル(会員300名余)、支部をヒロ市(会員約150名)という組織になったが、ヒロ市同盟員の意気は衰えなかった。

## 資料9 「布哇国政権参与之義」についての建白書

布哇国布哇島在留本邦人等謹テ一書ヲ内閣諸公ノ閣下ニ呈シ、聊カ愚見ノ存スル所ヲ陳述仕候。

吾等熟々我帝国ノ地勢ヲ案シ、国民ノ特性ヲ察シ、帝国将来ノ大計ヲ考フレバ、海外殖民政略ノ最モ大切ニシテ一日モ忽諸ニ附シ難キハ、誠ニ踏易キ次第ニシテ、近来上下挙リテ殖民事業ニ熱心スルヲ見テ、国家ノ為メ吾等窃ニ喜ブ所ニ御座候、而シテ当布哇国ニ於ル移民事業ハ、其方法手段等ニ就キテハ多少遺憾トスル所ナキニシモアラザレトモ、兎ニ角式万以上ノ同胞ヲ此土ニ移シ、野ニ山ニ市ニ水ニ本邦人ノ足跡ヲ留メサル所ナキニ至ラシメタルハ、帝国殖民史上未曾有ノ雄図ト存候

当布哇一島ノミニテモ、既ニ自家労働ノ貯蓄ヲ資トシ、或ハ商業ヲ営ミ、或ハ農業ヲ務メ、或ハ漁業牧畜ニ従事スルモノ甚タ多シ、就中ヒロ地方ノ如キハ本邦人ノ商店十数軒ノ多キアリ、其他飴菓子屋ハ洗湯屋ト相並ヒ、鍛冶職ハ馬具師ト軒ヲ接シ、散髪所アリ、ブリキ細工所アリ、時計師アリ、写真師アリ、牛乳屋アリ、青物屋アリ、宿屋料理屋アリ、以テ其繁昌ヲ察ス可シ、出テ、蔗田ヲ望メハ本邦人ハ参々伍々列ヲナシテ労働場裏ニ跋扈ス、入りテ製造場裏ヲ窺ヘハ砂糖ヲ煎ルモノ、機械ヲ運転スルモノ、工事ヲ務ムルモノ、大概本邦人ニアラサルハナシ、進ムテ北ノ方ハマクワ郡ホノカー地方ニ到レハ、幾多ノ本邦人相集リテ屋敷地ヲ買下ケ、家ヲ建テ、路ヲ築キ、自ラ日本村落ノ觀ヲ呈スルニ至レリ、曾テ天長節ヲ祝スルニ当テヤ、祝声ハ炮声ト和シテ地ニ響キ、国旗ノ日章ハ旭日ト光輝ヲ争フテ天ニ飄ヘルノ壯觀アリキ、去テ南ノ方ブナ郡オラー地方ヲ訪ヘハ、本邦人中進テ三十年間継続ノ約ヲ以テ、旧王室所有ノ地所ヲ借受ケ、家ヲ建テ、菜圃ヲ設ケ、着々<sup>(ママ)</sup>咖啡樹ノ栽培ニ従事スルモノ至テ多ク、既ニ其地所反別五百五十町歩ニ及ヘリ、其他同力分勞ノ方法ニ依リ、外国人ト共ニ甘蔗<sup>(ママ)</sup>咖啡等ノ栽培ニ従事シツ、アルモノモ亦少カラズ、故ヲ以テ外国人中ニ於テモ具眼ノ士ハ、夙トニ本邦人ノ境遇ニ応シテ、能ク推移シ敏捷事ニ當ルノ特性ヲ看破シテ、以テ最モ適當セル殖民の人種トナシ、当布哇国未来ノ住民ハ必ス日本人ナラント断言スルモノサヘ有ルニ至レリ、如此本邦人ハ当国ニ於ケル労働權ヲ専有セリ、隠然殖民地ノ基礎ヲ形成スルニ至レリ、吾等今日、海山万里ノ孤島ニ在ルモ、更ニ異域ノ不自由ヲ知ラス、羈旅ノ憂苦ヲ感セス、恰モ吾等ノ自国ニ棲息スルノ感アルナリ、過去数年間ノ成功、既ニ斯ノ如ク、而シテ将来ヲ予想スレハ、前途融々トシテ希望春ノ如クニ御座候

此楽境ニ居リ、此希望ヲ抱クニモ拘ラス、吾等ヲシテ居常慨歎危懼措ク能ハザラシムルモノコソアレ、コハ他ニアラス、本邦人ニ参政ノ權ナキ一事ナリ、仮令吾等ニシテ幾多ノ地所ヲ所有シ、幾何ノ資産ヲ所持シ、安然其日ヲ暮シ得ルトスルモ、若シ参政ノ權ナクンハ何レノ時、如何ナル手段ニヨリテ彼レ主<sup>レ</sup>治者ノ為メニ迫害セラル、ヤモ図リ難ク、其状

恰モ噴火孔頭ニ安眼ヲ貪リ、千万敵中ニ酒宴ヲ張ルモノノ如ク、毎ニ跼天躋地ノ感ナキ能ハザルナリ、是レ実ニ小ニシテ、吾等在留本邦人ノ生命財産ノ安全ヲ欠キ、大ニシテハ、帝国ノ国権ヲ損シ、国威ヲ害スル次第ニシテ、帝国臣民タルモノム一日モ等閑ニ附シ難キ義ト存候

曩キニ当国ノ革命ニ際シ、政權回復ノ好機実ニ此時ニ在リト信シタルヲ以テ、吾等有志ト相図リ、敢テ威敵ヲ冒シ、聊カ建言スル所アリタリキ、其後仄カニ聞ク所ニヨレハ、諸公ノ炯敏ナル、夙ニ茲ニ見ル所アリテ、既ニ嚴重ナル談判ニ及ハシテ、当国政府ハ其基礎未タ確カナラス、其前途ノ方針未タ定マラザルヲ以テ、暫ク確答ノ猶予ヲ請ハレタリト、吾等之ヲ聞テハ喜ヒ、一ハ悲ミ、其結果如何アルベキヤト、大ニ憂慮スル所アリキ、近日新紙ノ報スル所ニ依レハ、合米ノ企図遂ニ成ラザルヲ以テ、将ニ大ニ衆議ニ問ヘ、米国政府保護ノ下ニ立チ、強国ナル一政府ヲ組織シ、当国ノ国是ヲ定メントスト、果シテ然ラハ実ニ是レ千載ノ一遇、帝国政府タルモノハ宜シク正々堂々、進ンテ以テ政權回復ノ素志ヲ遂クベキノ秋ト存候

吾等熟々当国ノ実情ヲ察スルニ、若シ今日ニシテ本邦人ノ労働ヲ仰クニ非レハ、当国唯一ノ産業タル糖業ハ忽チ衰微シ、政府ハ其運轉ヲ完フスルコト能ハサルハ、誠ニ賭易キノ次第ナレバ、此際飽迄強硬ナル政略ニ訴ヘ、速ニ其目的ヲ達シ、帝国ノ威敵ヲ全フセラレノコト、実ニ吾等ノ切望シテ止マサル所ニ御座候、将ニ殖民政略実行上ヨリ考フルモ、未タ知ラザルノ地ニ向テ、新ニ巨資ヲ投シ、徒ラニ国力ヲ勞センヨリハ、寧ロ基礎既ニ立ツノ当国ニ於テ、当ニ得ヘキノ権理ヲ回復シ、弊ヲ革メ害ヲ除キ、在留本邦人ヲ保護誘導シテ、以テ永住セシメ、徐ロニ図ル所アルノ優レルニ如カズト存候、古人曰ク一利ヲ興スハ一害ヲ除クニ如カズト、諸公願ハ容焉威敵ヲ冒瀆シテ恐懼止ムナシ、頓首再拜

明治廿六年十月九日

布哇国布哇島日本人同盟会委員

岡部 次郎 拇印

大槻幸之助 印

煤孫竜之助 印

中司 補輔 印

小野目文一郎 印

富川 勇造 拇印

昇 駒作 拇印

高橋 庄次 印

河合 行助 印

島田 義雄 印

金井 梅吉 印

内閣総理大臣

伯爵 伊藤 博文殿閣下

この建白書を読むと、ハワイ在住の日本人は、この国で「労働権ヲ専有セリ、隠然殖民地ノ基礎ヲ形成」してきたという自信をもっていることがわかる。蔗田に、製造場に、菜園に、珈琲園にと、いたる所に日本人が働いていて、「日本村落の観」を呈している地域さえあるといっている。そこでは「異域ノ不自由」も「羈旅ノ憂苦」も感じたこともなく、あたかも「自国ニ棲息」しているような生活実感をもっている。「過去数年間ノ成功、既ニ斯ノ如ク、而シテ将来ヲ予想スレハ、前途融々トシテ、希望春ノ如ク」との思いを抱いていた。

この「楽境」ともいえるこの国で、かれらが獲得し、築きあげてきた地所と財産をまもって生きていくためにこそ「参政権」が必要なのだと説いている。小は生存権や私的所有権、大は帝国の国権にかかわるといってはいるが、生命や財産がまもられてこそ国権も伸張できるという論理が、この建白書では前面にでていいる。もし「参政権」がなければ、この国の統治者いかんでは、「何レノ時、如何ナル手段」によって、「迫害セラル、ヤモ凶リ難ク」との不安を訴え、そのための「参政権」回復要求であるとの認識にたっている。

さきの3月の建言をうけて、日本政府は藤井領事等を通して交渉していたが、ハワイ国のドール大統領から、7月の段階で次のような返答がきていた。<sup>(19)</sup>

貴国政府の要求は固より有理の条件なれば、夙くに詮議の上、相当の返答すべき筈なれども、御承知の如く本政府の運命すら実に旦夕を測られざるの今日、強て兎角の措置をなすも、其後只一時の弥縫手段にして却て貴国の不利に帰する如き結果を見るやも知るべからず、是れ本政府か貴下の要請に対し確答を躊躇する所以にして、其の実、国基の鞏定と政府の確立とを俟つにあり、云々

こうした「前途ノ方針未だ定マラ」ない状況と参政権許否の「確答ノ猶予」に対して、「大ニ憂慮」している。

こうしてみると、3月の段階で、愛国同盟員らとともに提出した建白書とは、攻め方の位置や視点の相異があり、よりかれらの生活実感に即した発想に変化していることが指摘できる。つまりこの変化は、ハワイ在住の日本人が、アメリカに呑みこまれようとしている政治状況に対して、生存権と私的所有権というもっとも基本的な人権への危機感を感じていたことに由来している。

愛国同盟員の援助と指導をひとつの起爆剤にしてはじまった参政権回復運動であったが、在ハワイの日本人は、生活者の視点から「労働権」「生存権」「私的所有権」に覚醒し、自分達の共感できる運動の論理をつかみとることができるようになったといえる。日本人の労働力が貴重な生産力につながっている糖業なども、もし「本邦人ノ労働ヲ仰クニ非レハ」、たちまち衰

徹してしまうとまでいきっているように、労働権と糖業の発展を不可分の関係としてとらえてもいる。それは、やはりそうした労働の場においた者だからこそ感得できたといえる。たとえば、この建白書運動の中心的指導者の大槻幸之助（宮城県）は、ヒロのパパイコー耕地に入植したが、屋外労働は10時間、屋内労働は12時間という約束が守られていないことに抗議し、1カ月半後にはストライキを決行した経験の持ち主であった<sup>(20)</sup>。官約移民がはじまって以降、各耕地で、耕主や監督などと契約不履行の問題で日本人労働者のストライキが頻発していたが、その不満は「ハワイ政府がこれまで処理せし3万人の他種移民より起れる全体の不平に超越<sup>(21)</sup>す」といわれるほどであった。こうした状況を見ても、労働者意識が急激に高まったということが出来る。

この建白書でもう1人注目しておかなければならないのが、岡部次郎（長野県）である<sup>(22)</sup>。組合派の牧師であった岡部が、サンフランシスコからヒロに伝導を目的に渡ってきたのは、1888年頃だが、前記のようにハワイ国の激動期にあたり、日本人をめぐる環境も大きく揺れ動いていた。岡部は翌89年にはヒロ市に、最初の日本人基督教会を建てた<sup>(23)</sup>が、伝導しながら日本人労働者の生活実態やその権利をまもる闘いをつぶさに見ていた。また、ハワイ共和国が樹立した後、王党派による革命運動があったが、その際に日本人労働者が王党革命軍に参加する動きを察知し、岡部は日本人の移民禁止につながる恐れがあると、「軽拳盲動あるべからず」としきりに説得してまわったという。そして自分は共和政府軍に義勇兵として参加したという<sup>(24)</sup>。

日本とハワイの関係を、日本人労働者の立場から見、行動に移した男が岡部であった。サンフランシスコから急遽乗り込んできた民権派らとは、立場も考え方も異なるのは当然であった。岡部はまた、日本人同盟会会長で医師の内田重吉とともに、週刊新聞「布哇新聞」をホノルル<sup>(25)</sup>で発行した。1893年5月19日創刊である。「参政権回復運動」と日系コミュニティとの関連については、白水繁彦氏が既に明らかにしている<sup>(26)</sup>。白水氏によれば、合衆国に合併される兆しがみえた93年、「この機を促えて先に失った参政権を回復しようと考えた日系コミュニティの先覚者たちは、革命政府に働きかけると同時に、日本政府に対しても援助を申請した<sup>(27)</sup>」という。3月の建白書に署名した内田重吉、それに10月の建白書の岡部次郎、この2人が「布哇新聞」を通して言論活動を展開したことは予測される。また、サンフランシスコからの乗り込み組（菅原伝）も同年9月に『新紀元』という機関紙を週刊で発行しているし、同じ愛国同盟員の水野波門も、青木広太らとサンフランシスコからハワイへ移り、『第二十世紀』（隔日刊）を同じ年に発行しはじめている。こうした日系プレスの具体的内容については確認していないが、参政権回復運動がピークに達した時点で、相次いで創刊されていることをみても、日系プレスの果たした役割は大きい。

さらに、その前年、ハワイにおける日系新聞の草分けともいえる『日本週報』がホノルルで発行されるが（1892年6月3日創刊、数週間後に星名謙一郎に譲渡され、『布哇週報』と改題<sup>(28)</sup>）



される)、その発行者・小野目文一郎は「当時の官約移民の声を代表して、労働者の犠牲において豪奢な生活をしていた移住民局の監督連中の攻撃を<sup>(29)</sup>目指したもので」、「同僚のふる舞いに我慢ならず、職を辞して新聞を発行、刷新をはかろうとした<sup>(30)</sup>」という。その小野目もまた、建白書運動の中核の1人であった。

ということは、この建白書運動は、こうした新聞を言論の武器として据野のひろい運動として展開したといえる。

白水氏は社会学的見地からこの運動を、日本人が単に「腰掛主義の錦衣帰郷」という目的ではなく、「ハワイ永住論」を正面にかかげる方向に展開させるきっかけになったことに注目している<sup>(31)</sup>。なぜなら、参政権を回復するには、永住を奨励することが必要になったからであるとみているからである。

私には、かれらの活動は、国内では疾うに失われてしまった人間の基本的権利に根ざした要求を、言論を通して発表し、地域や共同体をまきこんだ運動に発展させていった、民権運動の初期の原型を具現しているようにみえる。人民の権利という民権意識を次第にうすれさせ、国権を優越させる方向に歯車がまわりだした時期、あくまでも生存権や財産権を保障する参政権に固執した点に注目したい。日本人には見えなくなってしまった問題が、かれらの要求や行動を通して遂に見えてきたのである。

国内の自由党内部には、布哇問題取調委員会が設置され<sup>(32)</sup>(星亨、河野広中ら5人)、93年6月には、①使節の派遣、②邦人の利益の保護と権利の保持、③布哇国の承認、④官吏の駐在、⑤契約労働の漸次廃止、⑥資本家有力者の布哇への渡航奨励、⑦永住の奨励の7項目が決定され、その実現のために①政府との談判、②輿論の喚起、③演説会などで布哇事件のアピールなどが示されたが、大きな成果をあげることはできなかった。国内での受け止め方が、はたして<sup>(33)</sup>ハワイ在住の日本人の真情を吸収した上でのものであったかどうかは疑問である。

## 註

- (1) 足立聿宏『ハワイ日系人史』(葦の葉出版会 1977年8月)
- (2) 「布哇通信——革命前夜」(『時事新報』明治20年7月21日)
- (3) 「布哇の新憲法」(『時事新報』明治20年9月5日)
- (4) 「布哇通信」(『時事新報』明治20年7月15日)
- (5) 『日米文化交流史』第5巻移住編 369頁(昭和56年10月20日)原書房
- (6)(7) 「布哇通信」(『時事新報』明治21年11月25日)
- (8) 「布哇人の政治会」(『第十九世紀』43号 1888年12月21日)
- (9) 「布哇国ニ於ケル本邦人参政権享有ニ関スル建白書雑纂」(外務省外交史料館蔵)に「布哇国政権参与之義ニ関シ桜田孝治郎外六十七名ヨリ建白書提出之件」と表記されて綴られているもので、「建白書」と表題が付されている。
- (10) 「愛国同盟員意見書」(『自由党々報』第34号 明治26年4月10日)として紹介されているが、伊藤博文宛の建白書とは用語の使い方など、若干相異がある。
- (11) 「愛国同盟倶楽部(自由党一団を増す)」(『自由党々報』第30号 明治26年2月10日)
- (12) 有泉貞夫氏『星亨』219頁(1983年3月 朝日新聞社)

- (13)(14) 菅原伝「布哇問題」(『自由党々報』第38号 明治26年6月11日) 同「布哇論」(前同『党報』第40号・41号 明治26年7月10日・7月25日)
- (15) 有泉貞夫氏前掲書
- (16) この3通とも前掲「布哇国ニ於ケル本邦人参政権享有ニ関スル建白書雜纂」(外務省外交史料館蔵)に入っている。
- (17) 『布哇五十年史』(1915年), 『ハワイ日本人移民史』(1964年), 『ハワイ島日本人移民史』(1971年)などに紹介されているものとは、どれとも異なっている。この建白書の前頁には「公第一六二号 撰挙権之義ニ付、布哇島ヒロ在留帝国臣民岡部次郎外拾名ヨリ差出候別紙建白書壹通、即執達候間、可然御取斗相成度、此段申進候也、明治廿六年十月十八日 在ホノルム 総領事藤井三郎(印) 外務大臣陸奥宗光殿」との公文書が添付されているので、正式に提出された建白書の写しとみることができると。
- (18) 前掲『日米文化交渉史』第5巻移住編 370頁
- (19) 「布哇参政権」(『自由党々報』第41号 明治26年7月26日)
- (20)(21) 前掲『日米文化交渉史』第5巻移住編 361頁
- (22) 岡部次郎については『ハワイ島日本人移民史』(大久保清 1971年6月)の「岡部次郎牧師の功績」参照
- (23) 前掲『ハワイ島日本人移民史』142頁
- (24) 前掲『ハワイ島日本人移民史』167頁
- (25)~(27) 「ハワイ日系プレス」(上)(中)(白水繁彦 『人文自然科学論集』67号・69号 1984年7月, 1985年3月 東京経済大学)
- (28)~(30) 前掲, 白水繁彦氏「ハワイ日系プレス」(上)67頁
- (31) 前掲 78頁
- (32) 「布哇問題取調委員」(『自由党々報』第38号 明治26年6月11日) 22頁
- (33) 「部長会及代議士総会」(『自由党々報』第40号 明治26年7月10日)

## 9. おわりに——今後の課題——

朝鮮戦争のあとの1952年、「外国人登録法」が制定され、日本に在留する外国人は外国人登録をする時に必ず指紋押捺を義務づけられた。それに応じなければ懲役もしくは禁錮、または罰金に処せられる。

田中宏氏の近著『在日外国人』(1991年5月 岩波書店)には、日本における外国人差別の多くの事例が紹介されている。「最近、日本では『国際化だ』とか、『国際人権』だとか、さかんに叫ばれています。指紋が残っていることは、それと矛盾するように思えてなりません」と、1980年、1人の在日朝鮮人(韓宗碩氏)が、区役所での指紋押捺を拒否した例もそのひとつである。この事件が、在日外国人の指紋押捺拒否事件として、大きな社会問題に発展したのは記憶に新しい。1991年の「日韓覚書」で、ようやく2年以内の廃止が決まったが、40年以上も非人間的な制度が続いてきていても、その“屈辱の烙印”に人種差別を感じた日本人は少なかった。

日本にある「朝鮮高級学校」の卒業生が、「入学資格なし」ということで、ある大学で門前払いをされたのも、最近のことという。田中宏氏によれば、日本にある民族学校卒業生に入学資格を認めている大学は、1991年初めには108校になっているが、国立大学は1校も含まれて

いないという。在日朝鮮人が出した教員試験の願書が返送される事態は、今もっておきている。

最近、外国人労働者が急激に増えていることもあって、「入国管理法」による「不法就労」が、かつてのホステスにかわって建設作業員とか工員といった職種で急増している。田中氏はこうした「不法就労者はあるべからざる存在とみなされ、ますます無権利状態に置かれることになる」と指摘している。

100年前に日本人が「自由の聖地」と呼ばれたアメリカで、「蒙古人種」だからという理由で差別を受けた歴史は、1世紀を経てその立場を逆転させている。過去の歴史的体験が裏返っているというも皮肉だが、“歴史のアイロニー”といってすまされるものではない。口だけの「国際化」は何度でも言えるが、早急に共存社会の形成が要請されている今日、まずその歴史の痛みを呼びおこすことが必要であろう。

私自身の研究課題もそこにある。今回触れることができなかった①支那人排斥問題と日本人移住者の意識、②80年代から90年代にかけて日本、朝鮮、アメリカと3カ国で生活し活動した井上角五郎の思想と行動、③日本人のアジア認識、とくに隣国の朝鮮・中国の認識、④サンフランシスコやハワイでの日本人の生活実態と地域社会とのかかわり方などの課題が残されている。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)

Consciousness of Human Rights among the Japanese in U.S. and Hawaii  
in the Period of Democratic Campaign

ARAI Katsuhiko

From the end of the 1880s to the 1890s, many youths with democratic leanings went to the U.S., which was called "The Land of the Free". They were based in San Francisco. In order to revive the sluggish democratic campaign in Japan, they issued a newspaper and sent it to their colleagues in Japan, verbally criticizing the despotic Meiji monarchy. This course of action can be positioned in the stream of events as, so-to-speak, a movement which succeeded the Democratic Campaign.

In conventional studies, however, importance has been put only on their demands and movements connected with the domestic political revolution, or their verbal activities through newspapers, while due attention has not been paid to the troubles and struggles of this small number of Japanese who lived as a minority among many different races. Living with others in the international society, which one experiences for the first time only when one goes out of one's own country, involves various problems if examined on a level close to the daily life.

This paper partly aims to consider various problems which arise from the following four affairs occurring in the U.S. and Hawaii. 1) The Filing of a Report to the Throne, 2) The Secession of the Salt Farm Union, 3) Mongolian Affair, and 4) Petition on the Restoration of Political Rights in Hawaii. Each of them demanded basic human rights, and presented problems related to the principles of democracy. In 1), the "freedom of speech meeting" was presented in the form of a report to the Throne, and the movement expanded through the collection of signatures. In 2), they supported and cooperated with the person who was in charge of production for their "freedom of business", which added a new horizon to their movement. In 3), they developed a movement that was one step forward, by demanding the "right of marriage" and "right of education" through court struggles, in the discriminating structure of racial prejudice; In 4), they strongly demanded political rights related to the living rights. In a foreign country where their existence was determined according to their natal country's strength and degree of development, their movement

can be understood only from the viewpoint of democracy; it did not contribute to the establishment or expansion of national rights.